

産業廃棄物焼却施設及び破碎施設

設置に係る生活環境影響調査

報 告 書

平成 29 年 5 月

協業組合 公清企業

別記様式 7 1

廃棄物処理施設生活環境影響調査書

提出者

住 所 北海道札幌市中央区北 1 条東 15 丁目 140 番地

氏 名 協業組合 公清企業

代表理事 原田 利明

1 廃棄物処理施設の内容

(1) 廃棄物処理施設の設置場所

北海道札幌市東区中沼 45-57

(2) 廃棄物処理施設の種類

令第 7 条第 3 号 汚泥の焼却施設

令第 7 条第 5 号 廃油の焼却施設

令第 7 条第 8 号 廃プラスチック類の焼却施設

令第 7 条第 13 号の 2 産業廃棄物焼却施設

2 生活環境影響調査実施事項（該当欄に○印）

実施事項 調査事項	自 然 的 社 会 的 条 件 の 現 況 把 握	生 活 環 境 影 響 調 査 項 目 の 現 況 把 握	生 活 環 境 影 響 調 査 項 目 の 変 化 予 測	生 活 環 境 へ の 影 響 の 程 度 の 分 析 結 果	そ の 他 と 参 考 と な る 事 項	未 調 査 の 生 活 環 境 影 響 調 査 項 目
1 大 気 質	○	○	○	○		
2 騒 音	○	○	○	○		
3 振 動	○	○	○	○		
4 悪 臭	○	○	○	○		
5 水 質	○					○
6 地 下 水						○

3 生活環境影響調査結果の内容（別添）

別記様式 7 1

(別添)

生活環境影響調査結果の内容

- 1 影響の程度予測のため把握した自然的条件及び社会的条件の現況及び把握方法
 - (1) 設定した調査対象地域
 - (2) 自然的社会的条件に係る調査項目の現況
 - (3) 現況の把握方法

- 2 生活環境影響調査項目の現況及び把握方法
 - (1) 設定した調査対象地域
 - (2) 生活環境影響調査項目の現況
 - (3) 現況の把握方法

- 3 廃棄物処理施設設置により予測される生活環境影響調査項目の変化
 - (1) 変化の程度
 - (2) 変化の及ぶ地域の範囲
 - (3) 予測の方法及び結果

- 4 廃棄物処理施設設置による生活環境に及ぼす影響の程度の分析結果
 - (1) 分析した影響項目
 - (2) 分析した影響項目の環境基準等の目標
 - (3) 影響の程度の分析結果

- 5 未調査の生活環境影響調査項目及びその理由
 - (1) 未調査の生活環境影響調査項目
 - (2) 未調査の判断理由

- 6 その他参考となる事項

(日本工業規格 A 4)

別記様式 7 1

廃棄物処理施設生活環境影響調査書

提出者

住 所 北海道札幌市中央区北 1 条東 15 丁目 140 番地

氏 名 協業組合 公清企業

代表理事 原田 利明

1 廃棄物処理施設の内容

(1) 廃棄物処理施設の設置場所

北海道札幌市東区中沼 45-57

(2) 廃棄物処理施設の種類

令第 7 条第 7 号 廃プラスチック類の破碎施設

令第 7 条第 8 号の 2 木くずの破碎施設

2 生活環境影響調査実施事項（該当欄に○印）

調査事項 \ 実施事項	自然的 社会的 条件の 現況把握	生活環境 影響調査 項目の 現況把握	生活環境 影響調査 項目の 変化予測	生活環境 への影響 の程度 の分析結果	その他 と 参考 なる 事項	未調査の 生活環境 影響調査 項目
1 大気質	○	○	○	○		
2 騒音	○	○	○	○		
3 振動	○	○	○	○		
4 悪臭	○	○				○
5 水質	○					○
6 地下水						○

3 生活環境影響調査結果の内容（別添）

（日本工業規格 A 4）

別記様式 7 1

(別添)

生活環境影響調査結果の内容

- 1 影響の程度予測のため把握した自然的条件及び社会的条件の現況及び把握方法
 - (1) 設定した調査対象地域
 - (2) 自然的社会的条件に係る調査項目の現況
 - (3) 現況の把握方法

- 2 生活環境影響調査項目の現況及び把握方法
 - (1) 設定した調査対象地域
 - (2) 生活環境影響調査項目の現況
 - (3) 現況の把握方法

- 3 廃棄物処理施設設置により予測される生活環境影響調査項目の変化
 - (1) 変化の程度
 - (2) 変化の及ぶ地域の範囲
 - (3) 予測の方法及び結果

- 4 廃棄物処理施設設置による生活環境に及ぼす影響の程度の分析結果
 - (1) 分析した影響項目
 - (2) 分析した影響項目の環境基準等の目標
 - (3) 影響の程度の分析結果

- 5 未調査の生活環境影響調査項目及びその理由
 - (1) 未調査の生活環境影響調査項目
 - (2) 未調査の判断理由

- 6 その他参考となる事項

(日本工業規格 A 4)

目 次

第1章1 焼却施設の設置に関する計画等	1-1-1
1. 計画概要	1-1-1
2. 施設の設置者の氏名及び住所	1-1-1
3. 施設の設置場所	1-1-1
4. 設置する施設の種類	1-1-1
5. 施設において処理する廃棄物の種類	1-1-4
6. 施設の処理能力	1-1-4
7. 施設の稼働計画	1-1-5
8. 関連設備及び公害防止対策等	1-1-8
第1章2 破砕施設の設置に関する計画等	1-2-1
1. 計画概要	1-2-1
2. 施設の設置者の氏名及び住所	1-2-1
3. 施設の設置場所	1-2-1
4. 設置する施設の種類	1-2-1
5. 施設において処理する廃棄物の種類	1-2-4
6. 施設の処理能力	1-2-4
7. 施設の稼働計画	1-2-5
8. 関連設備及び公害防止対策等	1-2-8
第2章 自然的条件及び社会的条件の現況	2- 1
1. 調査範囲の設定	2- 1
2. 自然的条件及び社会的条件の現況	2- 3
(1) 気象	2- 3
(2) 水象	2- 6
(3) 地形、地質等	2-11
(4) 土地利用	2-16
(5) 水利用	2-23
(6) 社会基盤整備	2-28
(7) 人家等	2-33
(8) 道路	2-43
(9) 交通量の状況	2-46
(10) 生活環境問題に係る苦情	2-48
(11) 主要な発生源	2-49
(12) 環境法令等による指定規制状況	2-55

第3章 生活環境影響調査項目の選定	3- 1
1. 選定した項目及びその理由	3- 1
2. 選定しなかった項目及びその理由	3- 5
第4章 生活環境影響調査の結果	4- 1
1. 大気質	4- 1
(1) 現況把握	4- 1
(2) 予測	4- 25
(3) 影響の分析	4- 68
2. 騒音	4- 73
(1) 現況把握	4- 73
(2) 予測	4- 96
(3) 影響の分析	4-132
3. 振動	4-136
(1) 現況把握	4-136
(2) 予測	4-154
(3) 影響の分析	4-169
4. 悪臭	4-173
(1) 現況把握	4-173
(2) 予測	4-183
(3) 影響の分析	4-188
第5章 総合的な評価	5- 1
1. 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理	5- 1
第6章 参考資料	
1. 大気質調査結果（夏季）	
2. 大気質調査結果（冬季）	
3. 異常年検定結果	
4. 地盤卓越振動数調査結果	
5. 臭気試験結果報告書	
6. 特定悪臭物質計量証明書	

第1章1 焼却施設の設置に関する計画等

1. 計画概要

現在稼働中の中沼産業廃棄物処理センターエコパーク中の焼却施設を更新するとともに、破碎施設及び廃石膏ボードリサイクル施設を新設する計画である。

したがって、生活環境影響調査は、焼却施設（汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物焼却施設）、破碎施設（廃プラスチック類の破碎施設及び木くずの破碎施設）及び廃石膏ボードリサイクル施設についてあわせて実施することとした。

2. 施設の設置者の氏名及び住所

氏名：協業組合 公清企業

住所：北海道札幌市中央区北1条東15丁目140番地

3. 施設の設置場所（図1-1-3-1 施設の設置位置図を参照）

住所：北海道札幌市東区中沼45-57

4. 設置する施設の種類（図1-1-4-1 施設配置図を参照）

令第7条第3号 汚泥の焼却施設

令第7条第5号 廃油の焼却施設

令第7条第8号 廃プラスチック類の焼却施設

令第7条第13号の2 産業廃棄物焼却施設

5. 施設において処理する廃棄物の種類

焼却施設（汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物焼却施設）、破碎施設（廃プラスチック類の破碎施設及び木くずの破碎施設）及び廃石膏ボードリサイクル施設において処理する廃棄物の種類を、表 1-1-5-1 に示す。

表 1-1-5-1 対象とする廃棄物の種類

対象施設	対象物	
汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 産業廃棄物焼却施設	産業廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、 廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん、動物のふん尿、動物の死体
	特別管理産業廃棄物	廃油、廃酸、廃アルカリ、 感染性産業廃棄物
	特別有害産業廃棄物	汚泥、廃油、廃酸、 廃アルカリ
廃プラスチック類の破碎施設 木くずの破碎施設	産業廃棄物	廃プラスチック類、 金属くず 紙くず、木くず
廃石膏ボードリサイクル施設	産業廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード）

6. 施設の処理能力

焼却施設（汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物焼却施設）、破碎施設（廃プラスチック類の破碎施設及び木くずの破碎施設）及び廃石膏ボードリサイクル施設の処理能力は、表 1-1-6-1 に示すとおりである。

表 1-1-6-1 施設の処理能力

対象施設	処理能力	
汚泥の焼却施設	27.792t/日 (24時間)	1.158t/時間
廃油の焼却施設	34.056t/日 (24時間)	1.419t/時間
廃プラスチック類の焼却施設	20.520 t/日 (24時間)	0.855t/時間
産業廃棄物焼却施設	38.400t/日 (24時間)	1.600t/時間
廃プラスチック類の破碎施設	34.4 t/日 (8時間)	4.3 t/時間
木くずの破碎施設	61.6 t/日 (8時間)	7.7 t/時間
廃石膏ボード リサイクル施設	破碎	45.0 t/日 (9時間)
	乾燥	36.0 t/日 (24時間)

7. 施設の稼働計画

(1) 施設の年間稼働日数及び休業日

焼却施設（汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物焼却施設）、破碎施設（廃プラスチック類の破碎施設及び木くずの破碎施設）及び廃石膏ボードリサイクル施設の年間稼働日数及び休業日を表 1-1-7-1 に示す。

表 1-1-7-1 施設の年間稼働日数

対象施設	年間稼働日数	休業日
汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 産業廃棄物焼却施設	250日	祝日、年末年始
廃プラスチック類の破碎施設 木くずの破碎施設	250日	土曜、日曜、祝日、 年末年始
廃石膏ボードリサイクル施設	250日	祝日、年末年始

注) 焼却施設は、日曜～土曜に連続稼働して3～4日休止することを想定している。

(2) 施設の操業日の廃棄物搬入時間及び施設稼働時間

ア. 廃棄物搬入時間

焼却施設（汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物焼却施設）、破碎施設（廃プラスチック類の破碎施設及び木くずの破碎施設）及び廃石膏ボードリサイクル施設への廃棄物の搬入時間帯を、表 1-1-7-2 に示す。

表 1-1-7-2 廃棄物搬入時間

対象施設	搬入曜日	搬入時間
汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 産業廃棄物焼却施設	平日 (月曜～金曜)	8時～16時30分
	土曜	8時～16時30分
廃プラスチック類の破碎施設 木くずの破碎施設	平日 (月曜～金曜)	8時～16時30分
	土曜	8時～16時30分
廃石膏ボードリサイクル施設	平日 (月曜～金曜)	8時～16時30分
	土曜	8時～16時30分

イ. 施設稼働時間帯

焼却施設（汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物焼却施設）、破碎施設（廃プラスチック類の破碎施設及び木くずの破碎施設）及び廃石膏ボードリサイクル施設の稼働時間を、表 1-1-7-3 に示す。

表 1-1-7-3 施設稼働時間

対象施設	区分	稼働時間帯	
汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 産業廃棄物焼却施設	受入	8時間30分 (8時～16時30分)	
	稼働	24時間	
廃プラスチック類の破碎施設 木くずの破碎施設	受入	8時間30分 (8時～16時30分)	
	稼働	8時間 (8時～12時、13時～17時)	
廃石膏ボードリサイクル施設	受入	8時間30分 (8時～16時30分)	
	稼働	破碎	9時間 (8時～17時)
		乾燥	24時間

(3) 運搬車両の台数

焼却施設（汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物焼却施設）への計画運搬車両台数は、平成 27 年度の実績等から、表 1-1-7-4 に示すとおりとした。

なお、破碎施設は前処理施設であり、新たな運搬車両は発生しない。

また、廃石膏ボードリサイクル施設への計画運搬車両台数は、表 1-1-7-4 に示すとおり、計画した。

表 1-1-7-4 施設への廃棄物運搬車両台数

対象施設	車種	運搬車両台数	
		片道	往復
汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 産業廃棄物焼却施設 廃プラスチック類の破碎施設 木くずの破碎施設	平日 (月曜～金曜)	64 台/日	128 台/日
	土曜	29 台/日	58 台/日
廃石膏ボードリサイクル施設	平日 (月曜～金曜)	38 台/日	76 台/日
	土曜	21 台/日	42 台/日

注 1) 焼却施設への運搬車両は、2.9m³車、5m³車、8m³車、平ボディ車、ダンプ車等である。

2) 廃石膏ボードリサイクル施設への運搬車両は、ダンプ車である。

3) 運搬車両台数は、夏期繁忙期の台数である。

(4) 廃棄物の搬入ルート

廃棄物の搬入ルートは図 1-1-3-1 に示すとおり、市道福移沼端線～リサイクル団地南線～市道リサイクル団地 1 号線を通るルートである。

8. 関連設備及び公害防止対策等

(1) 関連設備

ア. 設備機器等

焼却施設（汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物焼却施設）、破碎施設（廃プラスチック類の破碎施設及び木くずの破碎施設）及び廃石膏ボードリサイクル施設の構造及び設備等を表 1-1-8-1 に示す。

また、焼却施設（汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物焼却施設）の処理フロー図を図 1-1-8-1 に、廃石膏ボードリサイクル施設の処理フロー図を図 1-1-8-2 に示す。

表 1-1-8-1 施設の構造及び設備

対象施設	工程	設備
汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 産業廃棄物焼却施設	受入・保管工程	ごみクレーン 破碎機
	燃焼工程	焼却炉（ストーカ式）
	排ガス処理工程	減温塔
		集じん装置（バグフィルタ）
		混練機 煙突高さ 30m
廃プラスチック類の破碎施設 木くずの破碎施設	破碎工程	二軸剪断式破碎機
廃石膏ボードリサイクル施設	破碎工程	廃石膏ボード分離機
		トロンメル
		紙処理機
	乾燥工程	集塵機
		乾燥機（キルン式）
		冷却機（キルン式） 粉碎機 集塵機

(2) 公害防止対策

焼却施設（汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物焼却施設）、破碎施設（廃プラスチック類の破碎施設及び木くずの破碎施設）及び廃石膏ボードリサイクル施設の設置にあたり、周辺地域の生活環境影響防止のために、表 1-1-8-2(1)～(3)に示す公害防止対策を講じる。

表 1-1-8-2(1) 公害防止対策の内容（焼却施設）

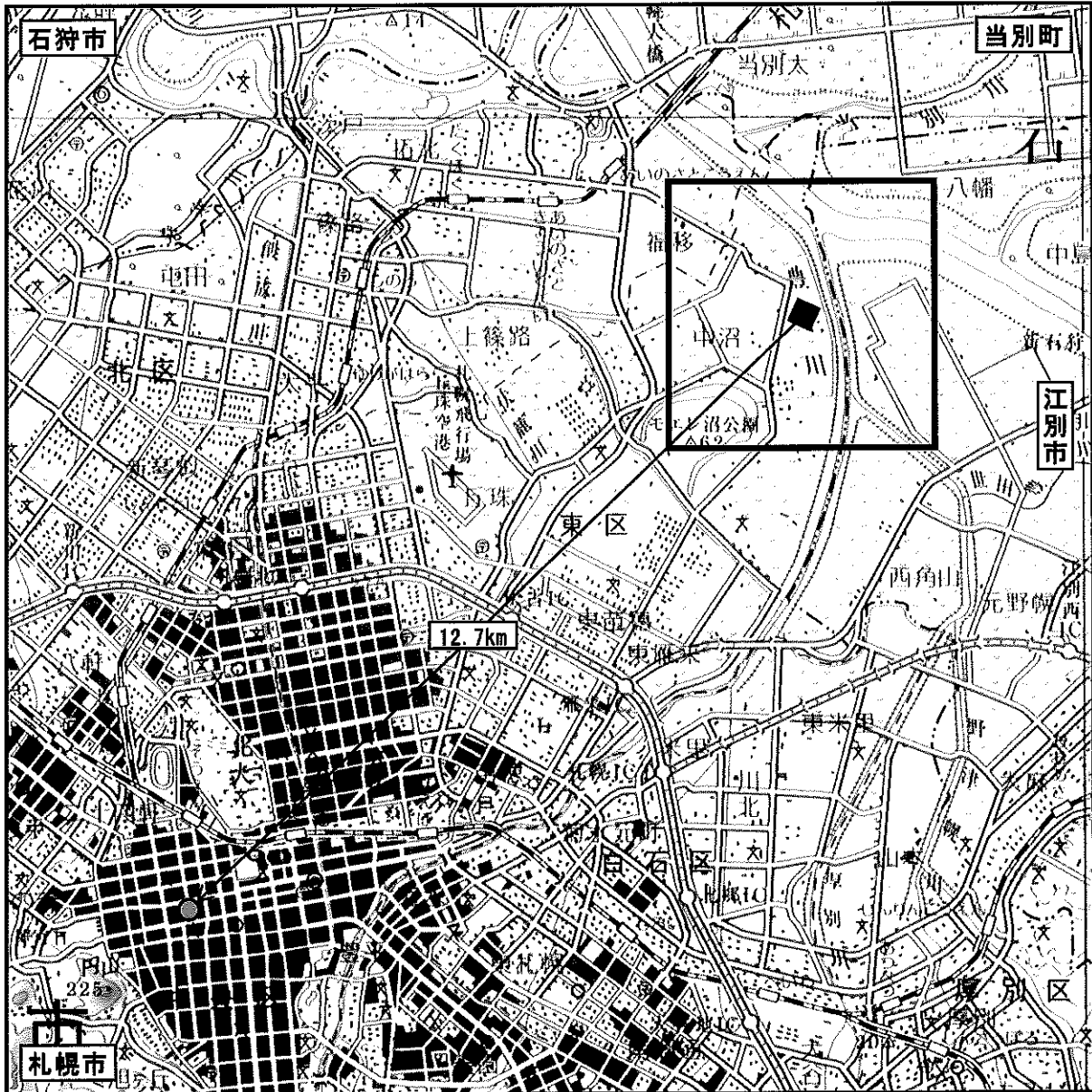
環境要素	項目	公害防止対策の内容
大気環境	排ガス	ばいじんはバグフィルタにより除去する。 乾式有害ガス除去装置により、塩化水素を除去する。
	粉じん	焼却灰及び減温灰は水封式コンベヤにて、ばいじんは加湿して排出する。
	騒音	騒音が発生する設備機器は、騒音の少ない機種を選定する。 一部の設備機器は、建屋内に設置する。 ファン等の設備には、サイレンサを取り付ける等、必要に応じて防音対策を施した構造とする。 敷地境界東側及び南側の一部に高さ2.0mの鋼板製フェンスを設置する。
		悪臭

表 1-1-8-2(2) 公害防止対策の内容（破碎施設）

環境要素	項目	公害防止対策の内容
大気環境	騒音	騒音が発生する設備機器は、騒音の少ない機種を選定する。 設備機器は、建屋内に設置する。

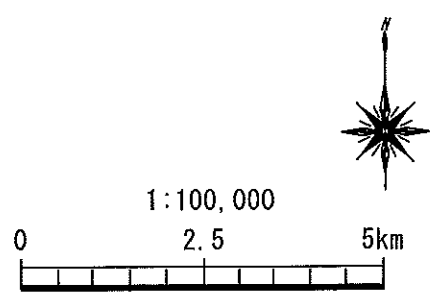
表 1-1-8-2(3) 公害防止対策の内容（廃石膏ボードリサイクル施設）

環境要素	項目	公害防止対策の内容
大気環境	粉じん	粉じんが発生する箇所や設備機器には、集塵機を設置する。
	騒音	設備機器は、建屋内に設置する。

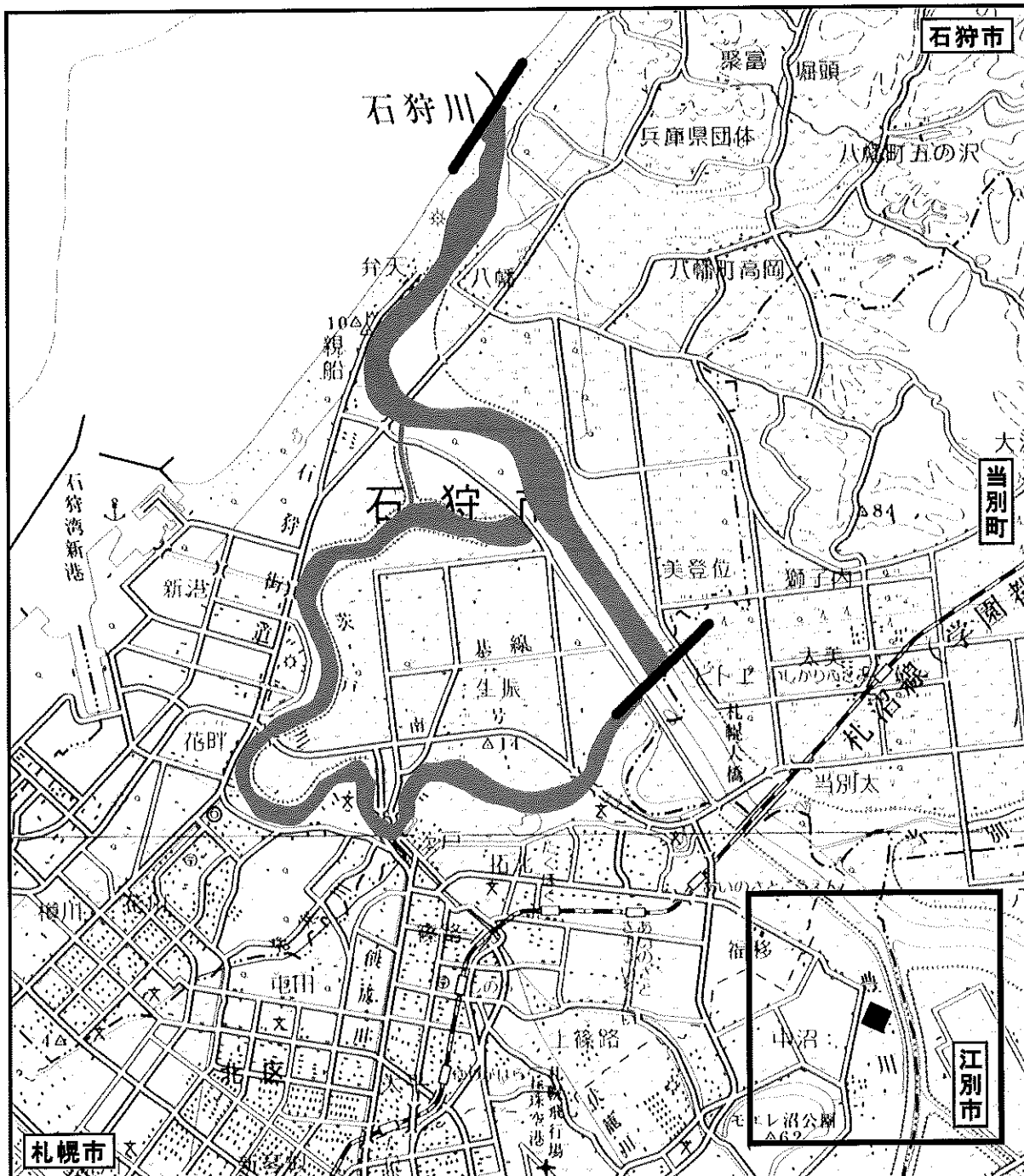


凡 例	
■	計 画 地
▭	調 査 対 象 地 域
---	市 町 村 界
●	札 幌 管 区 気 象 台

図 2-2-1-2 気象観測所位置図

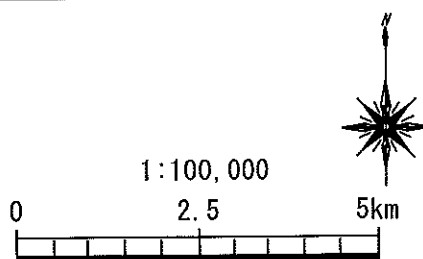


出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁，平成 29 年 12 月 20 日現在）

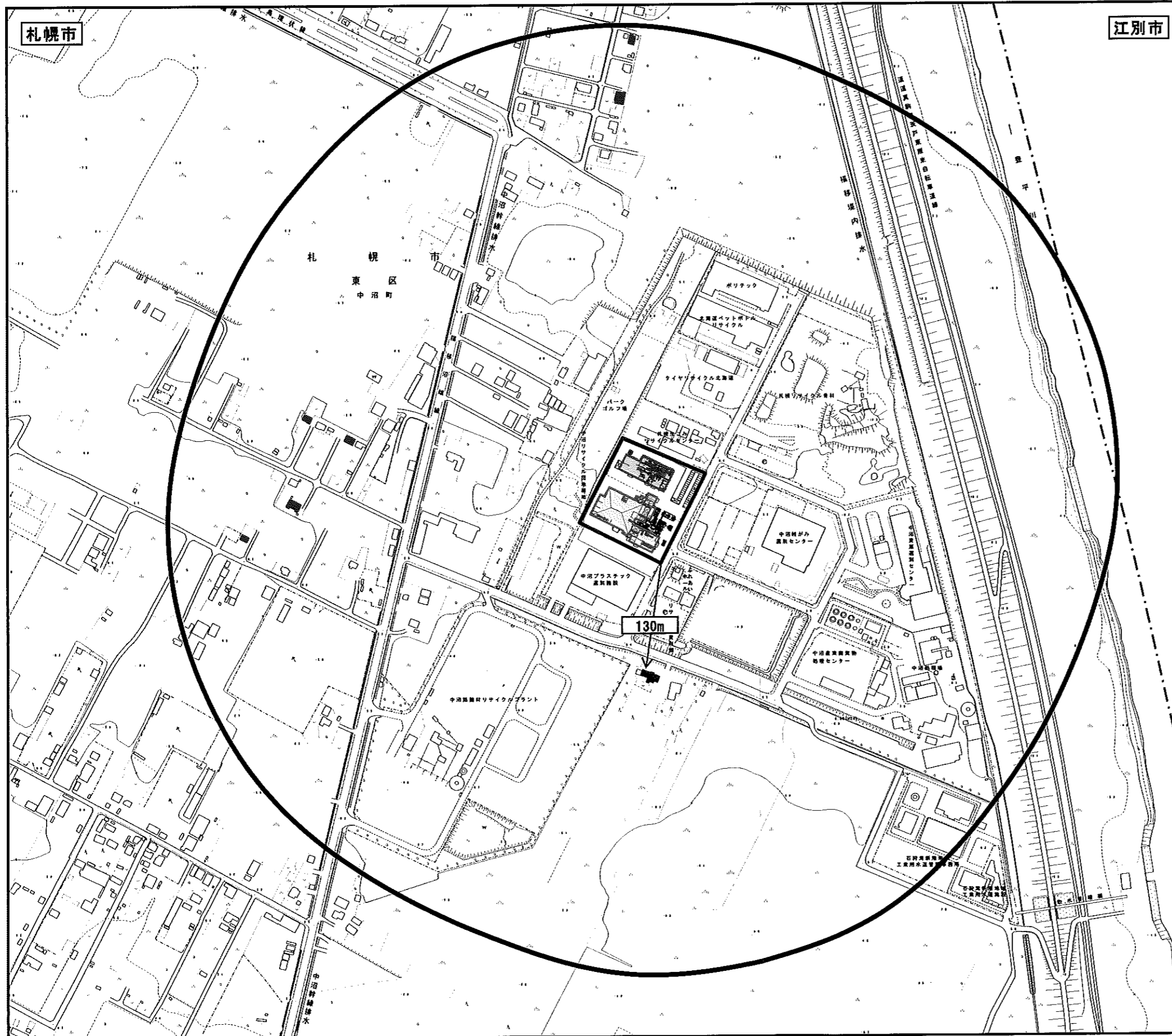


凡 例	
■	計 画 地 域
▭	調 査 対 象 地 域
— · — ·	市 町 村 界
▬	石 内 共 第 1 号

図 2-2-5-2
内水面共同漁業権位置図



出典：「内水面共同漁業権免許状況一覧表（第7次）」（北海道水産林務部，平成27年7月）

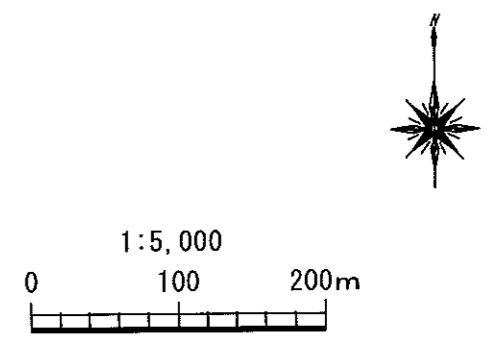


江別市

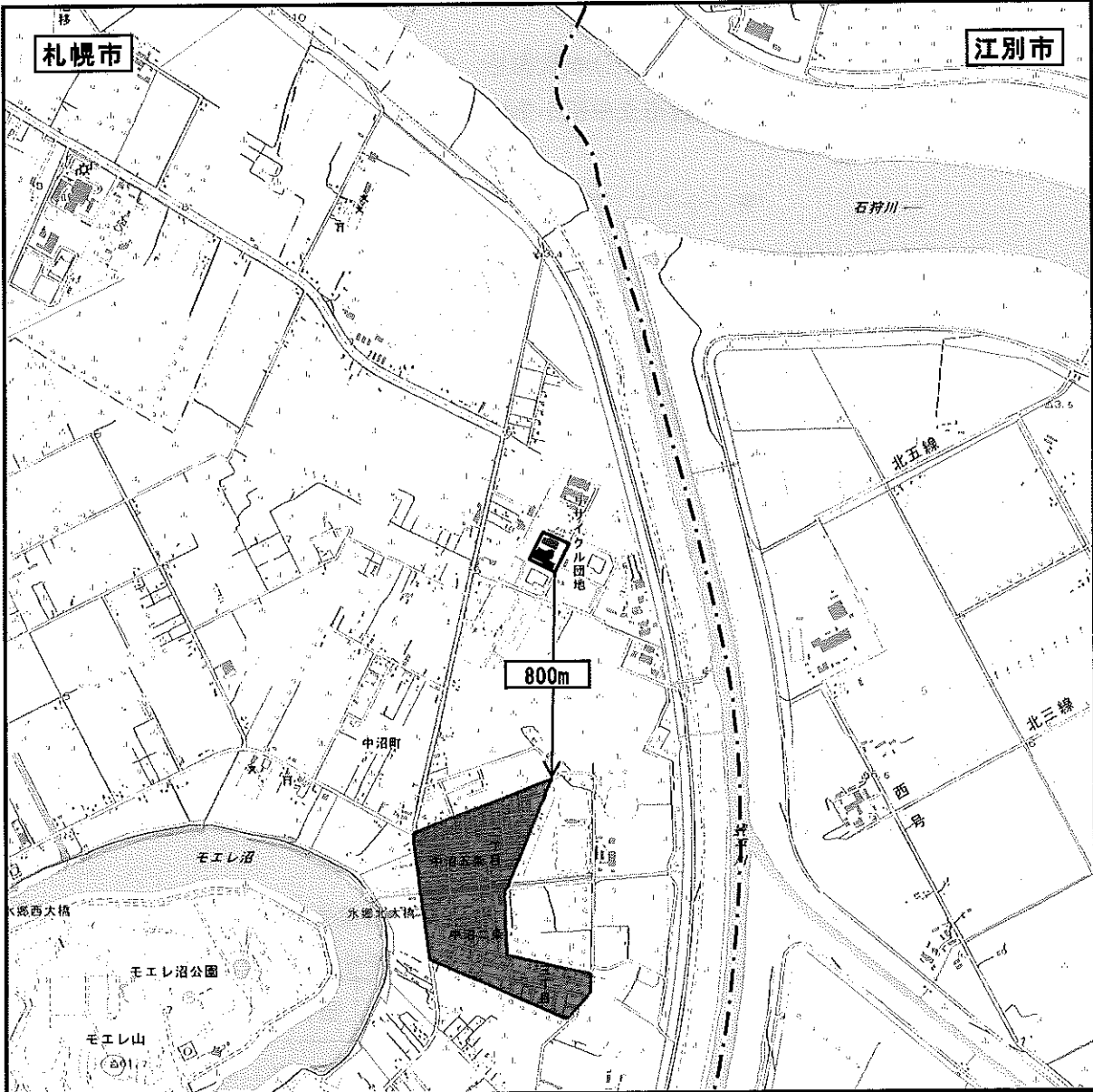
札幌市

図 2-2-7-1 最寄の人家位置図

凡 例	
	計画焼却施設及び破碎施設
	計画廃石膏ボードリサイクル施設
	計 画 地
	市 町 村 界
	計画地から半径 500m の範囲
	最 寄 の 人 家
	人

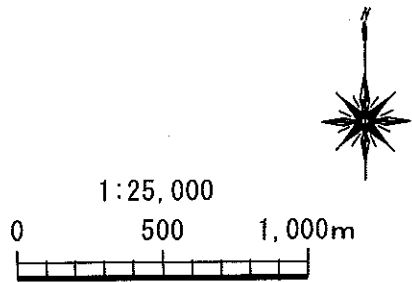


出典：「札幌市現況図」（札幌市，平成 26 年 5 月）

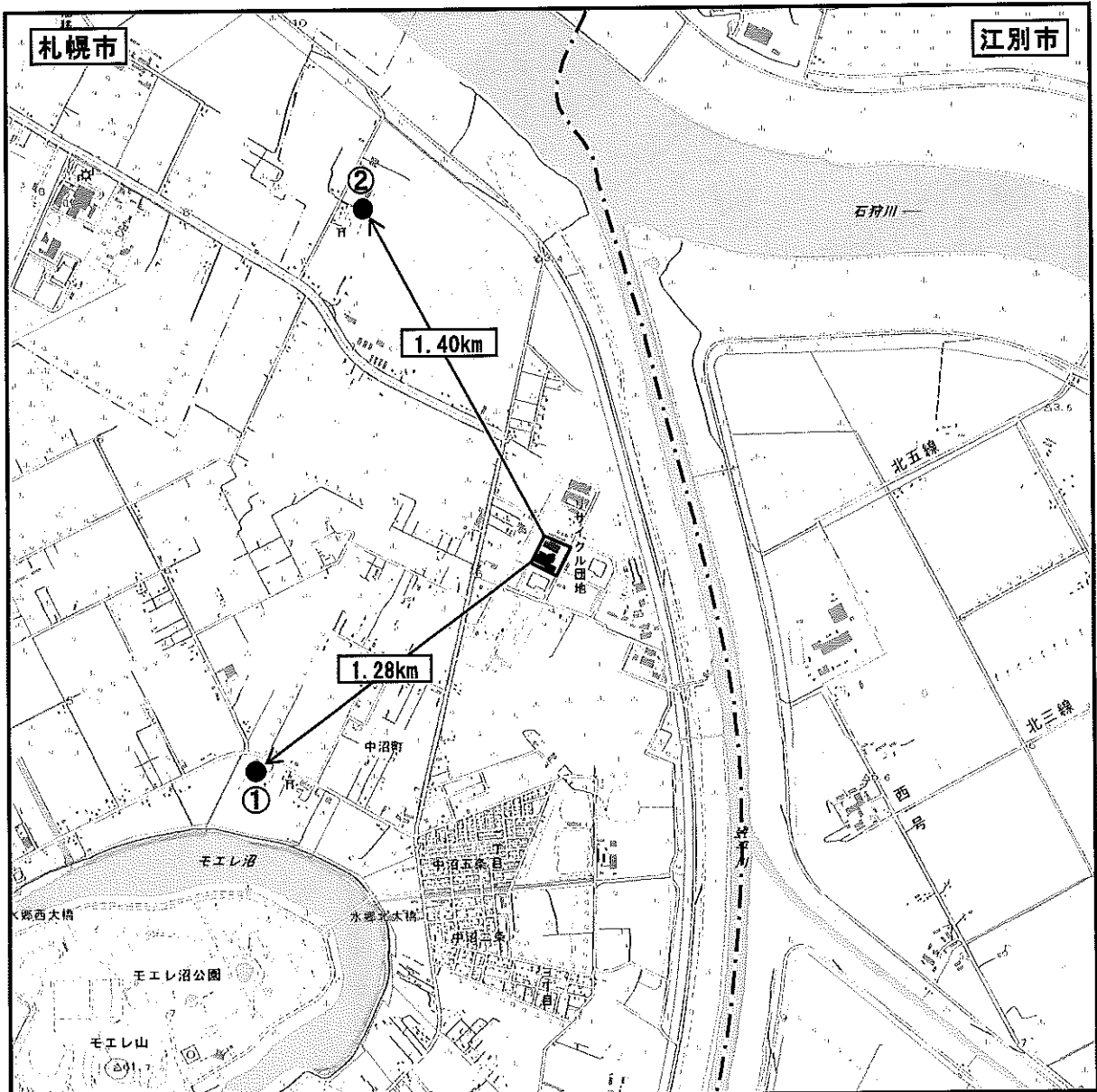


凡 例	
	計画焼却施設及び破碎施設
	計画廃石膏ボードリサイクル施設
	計 画 地
	市 町 村 界
	中 沼 団 地

図 2-2-7-2 団地位置図

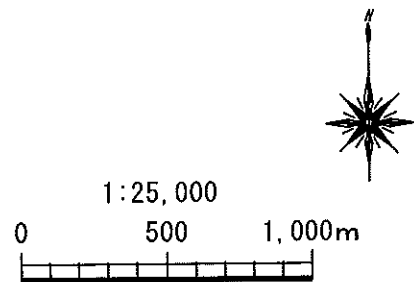


出典：「東区ガイド」（札幌市東区役所，2016年3月）



凡 例	
■	計画焼却施設及び破砕施設
■	計画廃石膏ボードリサイクル施設
□	計 画 地
- . - .	市 町 村 界
●	学 校
①	札幌市立中沼小学校
②	札幌市立福移小中学校

図 2-2-7-3 学校位置図



出典：「東区ガイド」（札幌市東区役所，2016年3月）

(12) 環境法令等による指定規制状況

ア. 環境基本法に基づく環境基準の類型指定状況及び環境基準

(ア) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、人が通常生活する地域において、表 2-2-12-1 に示す項目及び基準（維持されることが望ましい目標値）が設定されている。

ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、基準は適用しない。

表 2-2-12-1 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準		環境基準達成状況の判断	
	環境上の条件	短期的評価	長期的評価	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。		
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	-		
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。		
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	-		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	-		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	-		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	-		
備考) 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3 微小粒子状物質の環境基準は、微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法により測定した場合における測定値によるものとする。 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 5 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 6 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準は、維持され、または早期達成に努めるものとする。				

- 昭和48年 5月 8日 環境庁告示第25号（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）
- 昭和48年 5月16日 環境庁告示第35号
- 平成 8年10月25日 環境庁告示第73号
- 昭和53年 7月11日 環境庁告示第38号（二酸化窒素）
- 平成 8年10月25日 環境庁告示第74号
- 平成 9年 2月 4日 環境庁告示第4号（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）
- 平成13年 4月20日 環境省告示第30号
- 平成21年 9月 9日 環境省告示第33号（微小粒子状物質）

(イ) 騒音

騒音に係る環境基準については、道路に面する地域とそれ以外の地域とで類型及び区分に応じた基準値を設定している。

道路に面する地域以外の地域の基準を表 2-2-12-2 に示す。

また、道路に面する地域の基準を表 2-2-12-3 に、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準を表 2-2-12-4 に示す。

なお、計画地は図 2-2-12-1 に示すとおり、騒音に係る環境基準の指定地域外に位置している。

表 2-2-12-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の 類 型	該当区域	基準値	
		昼間	夜間
		午前 6 時 から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前6時まで
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) 1. A: 専ら住居の用に供される地域
2. B: 主として住居の用に供される地域
3. C: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

平成10年 9月30日 環境庁告示第64号

平成24年 3月30日 環境省告示第54号

平成24年 3月30日 札幌市告示第722号

表 2-2-12-3 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分		基準値	
		昼間	夜間
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
A	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考) 車線とは 1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。			

平成10年 9月30日 環境庁告示第64号

平成24年 3月30日 環境省告示第54号

平成24年 3月30日 札幌市告示第722号

表 2-2-12-4 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考) 1. 車線とは、1 縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。	
2. 幹線交通を担う道路とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。	
3. 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。	
4. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

平成10年 9月30日 環境庁告示第64号

平成24年 3月30日 環境省告示第54号

(ウ) 水質汚濁

a. 河川

(a) 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に表 2-2-12-5 に示すとおり定められている。

表 2-2-12-5 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

注) 測定方法の欄に掲げる方法とは、環境基本法第 16 条に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」別表及び日本工業規格に示される方法。

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

平成11年 2月22日 環境庁告示第14号 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)

平成21年11月30日 環境省告示第78号 (1,1-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)

平成23年10月27日 環境省告示第94号 (カドミウム)

平成26年11月17日 環境省告示第126号 (トリクロロエチレン)

(b) 生活環境の保全に関する環境基準

表 2-2-12-6 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の
 水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- 昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

(c) 水生生物の保全に係る環境基準

水生生物の保全に係る環境基準は、河川、湖沼、海域別及び水生生物の生息状況の適応性別に都道府県知事が指定する水域類型ごとに定められている。

河川に係る水生生物の保全に係る環境基準を、表 2-2-12-8 に示す。

なお、札幌市内の河川は、平成 27 年 3 月 27 日現在、水生生物保全に係る環境基準の類型指定はなされていない。

表 2-2-12-8 水生生物の保全に係る環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考) 基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

平成15年11月 5日 環境省告示第123号（全垂鉛）

平成21年11月30日 環境省告示第78号

平成24年 8月22日 環境省告示第127号（ノニルフェノール）

平成25年 3月27日 環境省告示第30号（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

(エ) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、全ての地下水に表 2-2-12-9 に示すとおり定められている。

表 2-2-12-9 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

注) 測定方法の欄に掲げる方法とは、環境基本法第 16 条に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」別表及び日本工業規格に示される方法。

平成 9年 3月13日 環境庁告示第10号

平成11年 2月22日 環境庁告示第14号 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)

平成21年11月30日 環境省告示第79号 (塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)

平成23年10月27日 環境省告示第95号 (カドミウム)

平成26年11月17日 環境省告示第127号 (トリクロロエチレン)

平成28年 3月29日 環境省告示第31号 (クロロエチレン)

(オ) 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準を、表 2-2-12-10 に示す。

表 2-2-12-10 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
備考)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成しこれを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注) 土壌の汚染に係る環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所、原材料の堆積場廃棄物の埋立地その他の土壌環境基準項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

平成 3年 8月23日 環境庁告示第46号

平成22年 6月16日 環境省告示第37号 (カドミウム)

平成26年 3月20日 環境省告示第44号 (1,1-ジクロロエチレン)

平成28年 3月29日 環境省告示第30号 (クロロエチレン、1,4-ジオキサン)

イ. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の設定状況

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準を、表 2-2-12-11 に示す。

表 2-2-12-11 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁
（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

- 注) 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

平成14年 7月22日 環境省告示第46号

平成21年 3月31日 環境省告示第11号

ウ. 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ア) 大気汚染防止法等に基づく区域の指定状況、規制基準等

a. 硫黄酸化物

硫黄酸化物に係る排出基準とは、硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量について、政令で定める地域の区分ごとに排出口の高さ（環境省令で定める方法により補正されたものをいう。）に応じて定める許容限度をいう。

硫黄酸化物に係る排出基準は、表 2-2-12-12 に示す式により、K 値（定数）を用いて算出する。

札幌市における政令で地域ごとに定める値（K 値）は表 2-2-12-13 及び図 2-2-12-3 に示すとおりで、計画地の K 値は 4.0 である。

表 2-2-12-12 硫黄酸化物に係る排出基準

項目	排出基準
硫黄酸化物	$q = K \times 10^{-3} \times He^2$
q	: 温度 0℃、圧力 1 気圧に状態に換算した硫黄酸化物の量 (m ³ /h)
K	: 大気汚染防止法第 3 条第 2 項第 1 号の政令で地域ごとに定める値
He	: 補正された排出口の高さ (m)

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号

平成14年 5月15日 環境省令第15号

表 2-2-12-13 政令で地域ごとに定める値（K 値）

区域	K 値
札幌市（手稲金山98番地の区域、手稲金山131番地から174番地までの区域、手稲本町592番地及び593番地の区域、手稲平和、手稲西野938番地から1006番地までの区域、手稲福井、山の手、盤溪、小別沢、藻岩山、北ノ沢、中ノ沢、南沢、砥石山、硬石山、白川、砥山、石山、常盤、藤野、滝野簾舞、豊滝、小金湯、定山溪、定山溪温泉東1丁目から東4丁目まで、定山溪温泉西1丁目から西4丁目まで並びに有明を除く）の区域	4.0
上記以外の区域	17.5

昭和49年 3月26日 政令第62号

昭和51年 9月28日 政令第250号

昭和51年 9月28日 総理府令第50号

b. 窒素酸化物

廃棄物焼却炉の規模（排出ガス量）ごとに定める窒素酸化物に係る排出基準を、表 2-2-12-14 に示す。

表 2-2-12-14 窒素酸化物に係る排出基準

第 1 別 の 項 表	第 2 規 則 の 別 項 表	施設の種類	排出基準	
			標準酸素濃度 (On) (%)	窒素酸化物 (ppm)
13	25	廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る。）	12	450
13	26	廃棄物焼却炉のうち窒素化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（排出ガス量が 4 万 m ³ 未満の連続炉に限る。）	12	700
13	27	廃棄物焼却炉のうち前二項に掲げるもの以外のもの（連続炉以外のものにあつては、排出ガス量が 4 万 m ³ 以上のものに限る。）	12	250
<p>備考) 1. 窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。</p> $C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$ <p>C : 窒素酸化物の量 (ppm = cm³/m³N) O_n : 施設ごとに定める標準酸素濃度 (%) O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあつては、20% とする。) C_s : 規格 K 0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を温度が 0℃ であつて圧力が 1 気圧の状態における排出ガス 1m³ 中の量に換算したもの (ppm = cm³/m³N)</p>				

注) 法で定められている基準値は cm³/m³N (=ppm) である。

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号

平成14年 5月15日 環境省令第15号

c. ばいじん

廃棄物焼却炉の規模（焼却能力）ごとに定めるばいじんに係る排出基準を、表 2-2-12-15 に示す。

表 2-2-12-15 ばいじんに係る排出基準

第 1 別 令 別 の 項 表	第 2 規 則 別 の 項 表	施設の種類	規模	排出基準	
				標準酸素濃度 (On) (%)	ばいじん (g/m ³ N)
13	36	廃棄物焼却炉	焼却能力が 1 時間当 たり 4,000 kg 以上	12	0.04
			焼却能力が 1 時間当 たり 2,000 kg 以上 4,000 kg 未満	12	0.08
			焼却能力が 1 時間当 たり 2,000 kg 未満	12	0.15
備考) 1. ばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。 $C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$ C : ばいじんの量 (g) O _n : 施設ごとに定める標準酸素濃度 (%) O _s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては、20% とする。) C _s : 規格 Z 8808 に定める方法により測定されたばいじんの量 (g) 2. ばいじんの排出基準は、温度が 0°C であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1m ³ 中のばいじんの量とする。(g/m ³ N)					

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号
 平成10年 4月10日 環境省令第27号

d. 塩化水素

廃棄物焼却炉の塩化水素に係る排出基準を、表 2-2-12-16 に示す。

表 2-2-12-16 塩化水素に係る排出基準

令別表 第1の項	施設の種類	排出基準
		塩化水素 (mg/m ³ N)
13	廃棄物焼却炉	700
備考) 1. 塩化水素の量は、次の式により算出された塩化水素の量とする。 $C = 9 / (21 - O_s) \times C_s$ <ul style="list-style-type: none"> C : 塩化水素の量 (mg) O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) C_s : 規格 K 0107 に定める方法により測定された塩化水素の濃度を温度が 0℃ であって圧力が 1 気圧の状態における排出ガス 1m³ 中の量に換算したもの (mg) 		

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号

(4) 騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等において発生する騒音の規制基準を表 2-2-12-17 に、自動車騒音に係る要請限度を表 2-2-12-18 及び表 2-2-12-19 に示す。

なお、計画地は図 2-2-12-4 に示すとおり、騒音規制法に基づく規制地域外に位置している。

表 2-2-12-17 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種 区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種 区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種 区域	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種 区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
備考) 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域 第 2 種住居地域、準住居地域 第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域 第 4 種区域：工業地域			

平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 659 号

平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 660 号

表 2-2-12-18 自動車騒音に係る要請限度（道路に面する地域）

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考)	1. a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2. 車線とは、1 縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するため必要な 幅員を有する帯状の車道の部分をいう。		

平成12年 3月 2日 総理府令第15号

平成23年11月30日 環境省令第32号

平成12年 3月 28日 札幌市告示第286号

表 2-2-12-19 自動車騒音に係る要請限度（幹線交通を担う道路に近接する区域）

昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
75 デシベル	70 デシベル
備考) 1. 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。 2. 幹線交通を担う道路とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号) 第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号) 第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。 3. 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。	

平成12年 3月 2日 総理府例第15号

平成23年11月30日 環境省令第32号

(ウ) 振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等において発生する振動の規制基準を表 2-2-12-20 に、道路交通振動に係る要請限度を表 2-2-12-21 に示すとおり。

なお、計画地は図 2-2-12-5 に示すとおり、振動規制法に基づく規制地域外に位置している。

表 2-2-12-20 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル
備考) 1. 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2. 区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内においては、それぞれ規制値から 5 デシベルを減じた値を適用するものとする。		

平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 663 号
 平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 664 号
 平成 27 年 4 月 1 日 札幌市告示第 756 号

表 2-2-12-21 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル
備考) 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号
 平成 23 年 11 月 30 日 環境省令第 32 号
 平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 663 号
 平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 666 号

(エ) 悪臭防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等

札幌市においては、平成10年7月から臭気指数による悪臭規制を行っている。

工場等の敷地境界における規制基準を表2-2-12-22に、気体排出口における規制基準を表2-2-12-23に、排出水における規制基準を表2-2-12-24に示す。

なお、札幌市では都市計画法に基づく都市計画区域全域を悪臭規制地域に指定しており、図2-2-12-6に示すとおり計画地は規制地域内である。

また、江別市においても都市計画区域全域を悪臭防止法に基づくA区域に指定している。

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の規制基準を、表2-2-12-25～27に示す。

表2-2-12-22 悪臭原因物の規制基準（敷地境界）

規制箇所	規制基準
工場等の敷地境界	臭気指数 10
注) 臭気指数とは、においのある空気は無臭の空気ですら臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数（臭気濃度）を次のように変換したものである。 $Z = 10 \log Y$ Y: 臭気濃度 Z: 臭気指数	

平成10年 5月25日 札幌市告示第581号

表2-2-12-23 悪臭原因物の規制基準（気体排出口）

規制箇所	規制基準
工場等の気体排出口	悪臭防止法第4条第2項第1号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2の式により算出された臭気排出強度または臭気指数
注) 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。	

平成11年 9月 9日 札幌市告示第909号

表2-2-12-24 悪臭原因物の規制基準（排出水）

規制対象	規制基準
排出水	悪臭防止法第4条第2項第1号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出して得られる臭気指数
$I_w = L + 16$ I _w : 排出水の臭気指数 L: 悪臭防止法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値（臭気指数10）	

平成13年 3月 7日 札幌市告示第230号

表 2-2-12-25 事業場の敷地の境界の地表における規制基準

(単位：ppm)

規制物質	区域の区分	A区域
アンモニア		1
メチルメルカプタン		0.002
硫化水素		0.02
硫化メチル		0.01
二硫化メチル		0.009
トリメチルアミン		0.005
アセトアルデヒド		0.05
プロピオンアルデヒド		0.05
ノルマルブチルアルデヒド		0.009
イソブチルアルデヒド		0.02
ノルマルバレルアルデヒド		0.009
イソバレルアルデヒド		0.003
イソブタノール		0.9
酢酸エチル		3
メチルイソブチルケトン		1
トルエン		10
スチレン		0.4
キシレン		1
プロピオン酸		0.03
ノルマル酪酸		0.001
ノルマル吉草酸		0.0009
イソ吉草酸		0.001

備考) A区域とは、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域により、指定されたA区域をいう。

平成24年 3月23日 北海道告示第184号

平成24年 3月23日 北海道告示第183号

平成24年 3月30日 江別市告示第47号

第4章 生活環境影響調査の結果

1. 大気質

(1) 現況把握

ア. 調査項目

(イ) 既存文献調査

大気質に係る既存文献調査項目は、表 4-1-1-1 に示すとおりとした。

表 4-1-1-1 大気質に係る既存文献調査項目

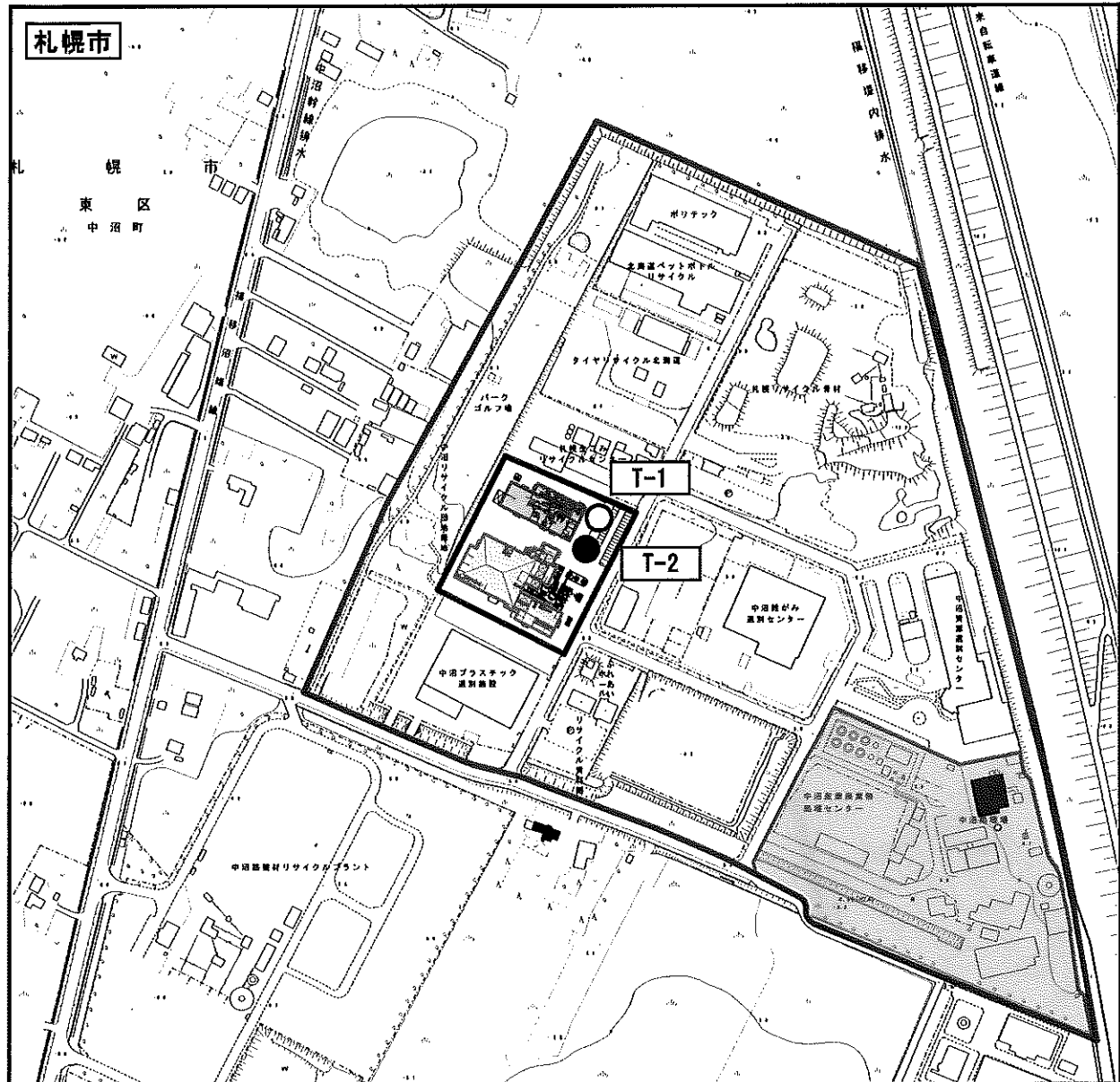
調査区分	調査項目
大 気 質 (大気汚染物質)	二 酸 化 硫 黄
	二 酸 化 窒 素
	浮 遊 粒 子 状 物 質
	ダ イ オ キ シ ン 類
気 象	風 向
	風 速
	気 温
	湿 度

(イ) 現地調査

大気質に係る現地調査項目は、表 4-1-1-2 に示すとおりとした。

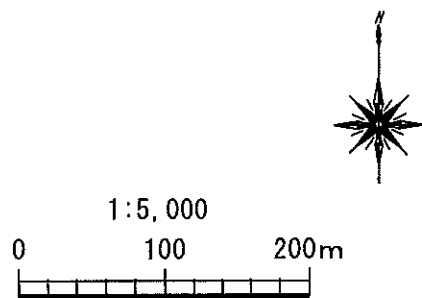
表 4-1-1-2 大気質に係る現地調査項目

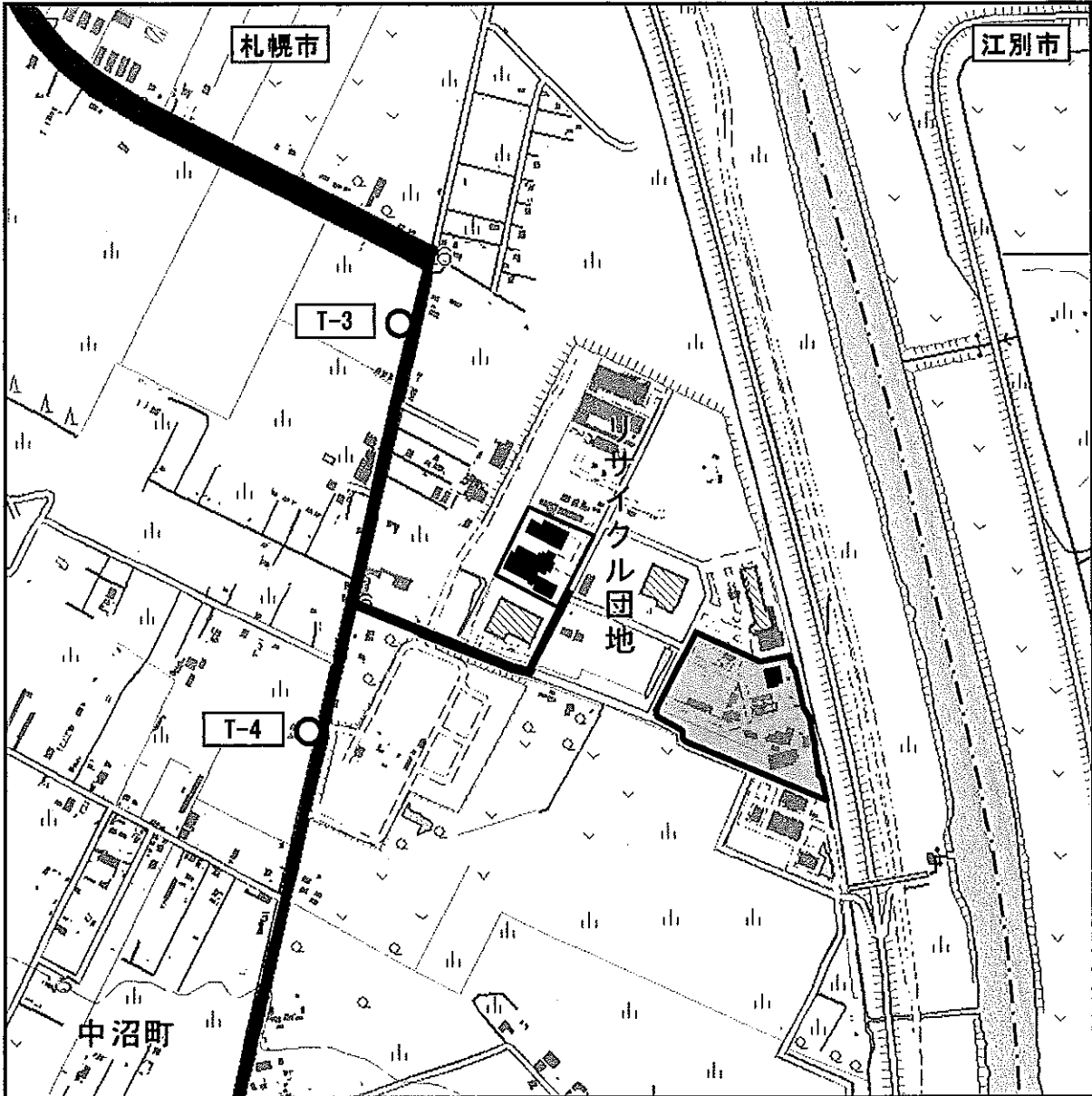
調査区分	調査項目
大 気 質 (大気汚染物質)	二 酸 化 硫 黄
	二 酸 化 窒 素
	浮 遊 粒 子 状 物 質
	塩 化 水 素
	ダ イ オ キ シ ン 類
気 象	風 向
	風 速
	気 温
	湿 度
交 通 量	車 種 別 交 通 量



凡 例	
	計画焼却施設及び破碎施設
	計画廃石膏ボードリサイクル施設
	計 画 地
	札幌市リサイクル団地
	既存の焼却施設
	中沼産業廃棄物処理センターエコパーク
	最 寄 の 人 家
	大 気 質 現 地 調 査 地 点
	気 象 現 地 調 査 地 点
T-1	計 画 地
T-2	計 画 地

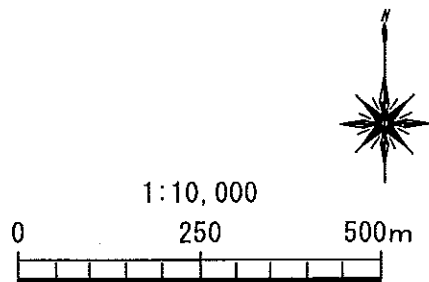
図 4-1-1-2
大気質、気象現地調査地点位置図





凡 例		
■	計画焼却施設及び破碎施設	
■	計画廃石膏ボードリサイクル施設	
▭	計 画 焼 却 地	
■	既 存 の 焼 却 施 設	
▨	中沼産業廃棄物処理センターエコパーク	
- · - · -	市 町 村 界	
—	搬入路	主要道道128号札幌北広島環状線
—		市道福移沼端線
—		市道リサイクル団地南線
—		市道リサイクル団地1号線
○	交通量現地調査地点	
T-3	市道福移沼端線北側	
T-4	市道福移沼端線南側	

図 4-1-1-3
交通量現地調査地点位置図



2. 騒音

(1) 現況把握

ア. 調査項目

(ア) 現地調査

騒音に係る現地調査項目は、表 4-2-1-1 に示すとおりとした。

表 4-2-1-1 騒音に係る現地調査項目

調査区分		調査項目
騒音	環境騒音	環境騒音レベル
	自動車騒音	自動車騒音レベル
		交通量

イ. 調査地点

(ア) 現地調査

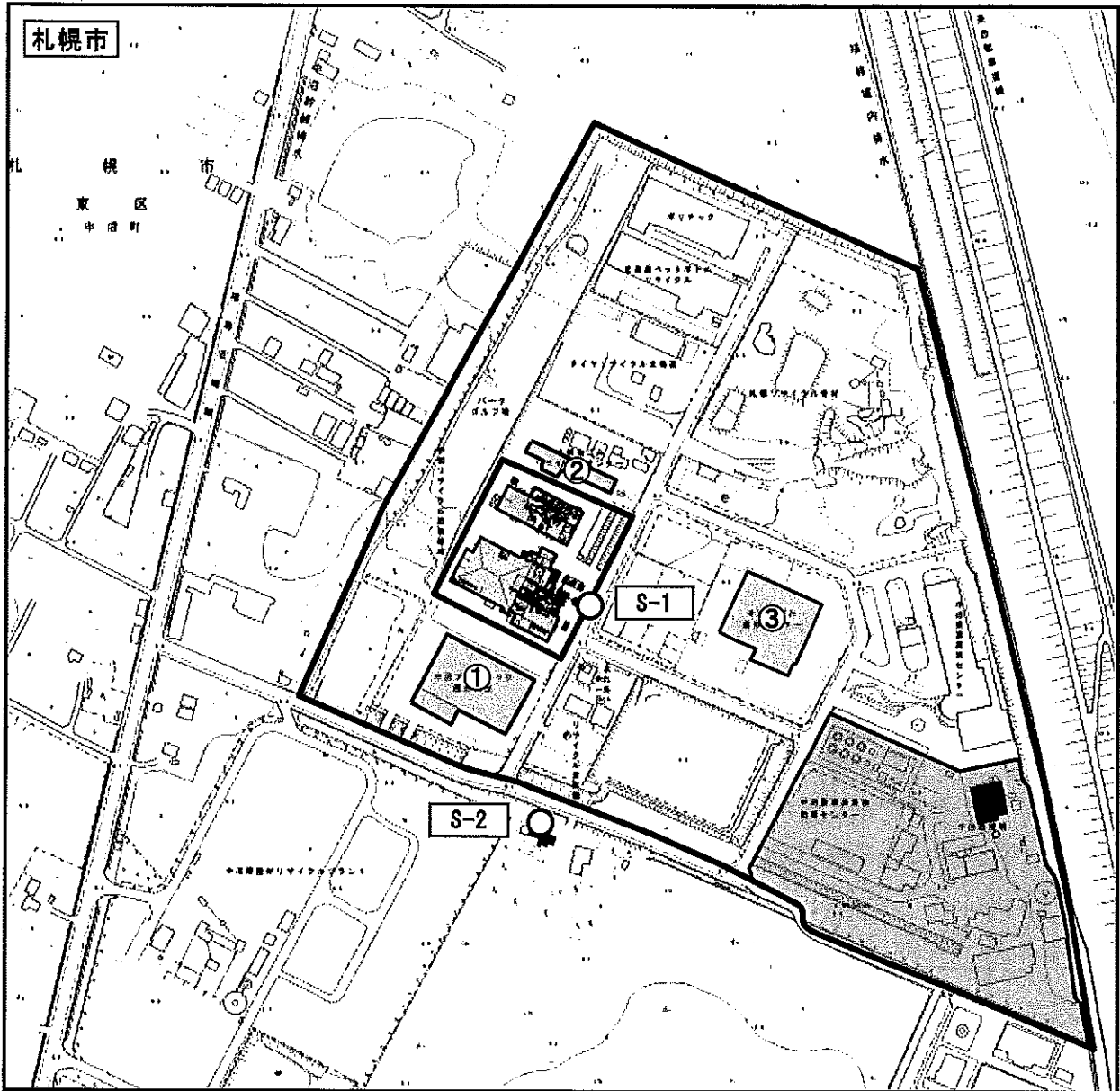
環境騒音に係る現地調査地点は表 4-2-1-2 及び図 4-2-1-1 に示すとおり、計画地 (S-1 地点) 及び最寄の人家 (S-2 地点) の計 2 地点とした。

なお、廃棄物の搬入は、あいの里方向と札幌市街地方向の 2 方向から行う。

したがって、自動車騒音に係る現地調査地点は表 4-2-1-2 及び図 4-2-1-2 に示すとおり、搬入路である市道福移沼端線の北側 (S-3 地点) 及び南側 (S-4 地点) の 2 地点とした。

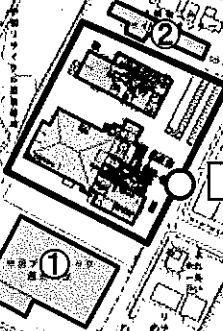
表 4-2-1-2 騒音に係る現地調査地点

調査区分		調査項目	調査地点	
騒音	環境騒音	環境騒音レベル	S-1	計 画 地
			S-2	最 寄 の 人 家
	自動車騒音	自動車騒音レベル	S-3	市道福移沼端線北側
			S-4	市道福移沼端線南側
		交通量	S-3	市道福移沼端線北側
			S-4	市道福移沼端線南側



札幌市

札幌市
東区
中道町



S-2

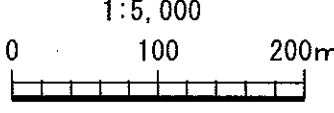
S-1

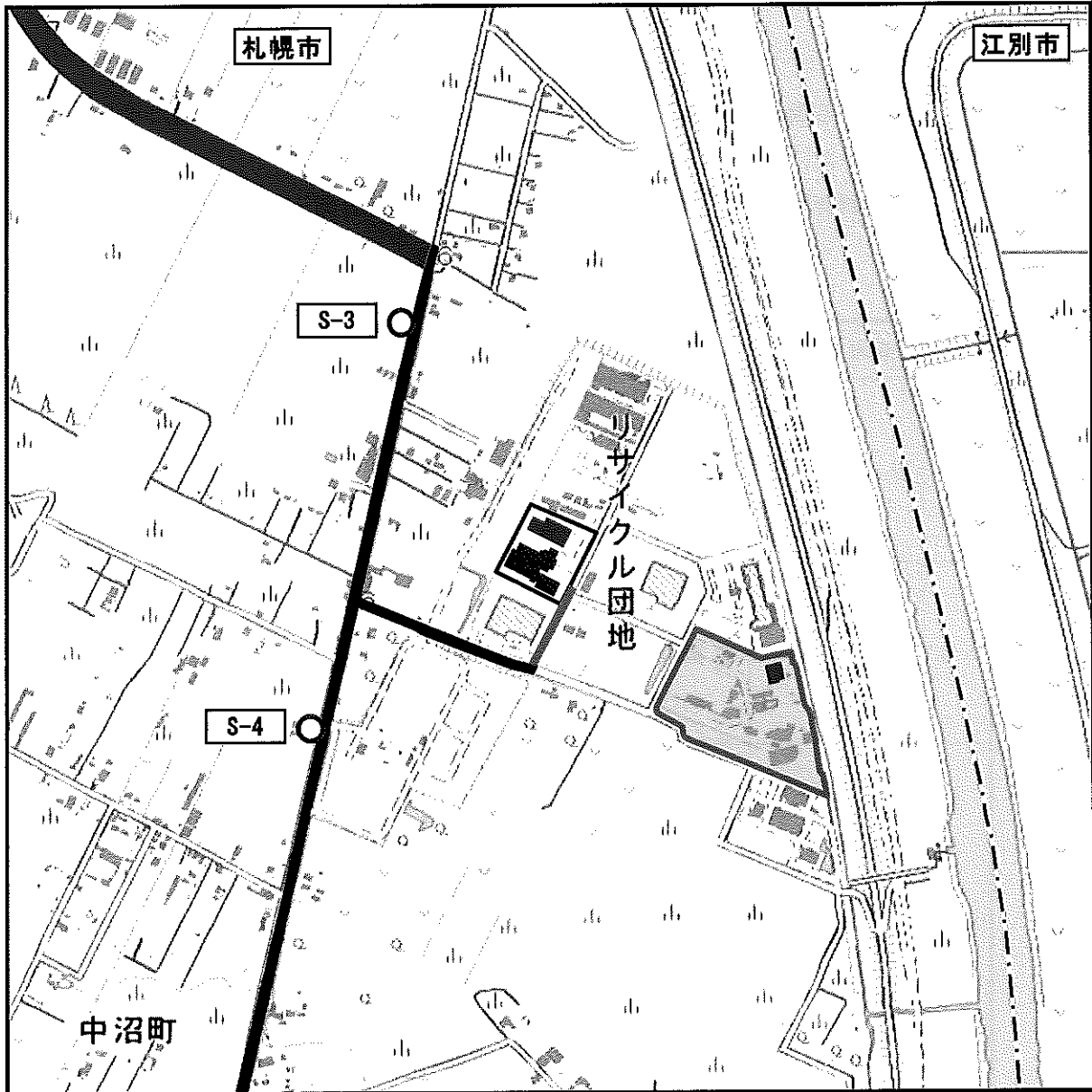
③

①

凡 例	
	計画焼却施設及び破碎施設
	計画廃石膏ボードリサイクル施設
	計 画 地
	札幌市リサイクル団地
	計画地に隣接する廃棄物処理施設
①	プラスチック選別センター
②	札幌飼料化リサイクルセンター
③	中沼雑紙選別センター
■	既存の焼却施設
	中沼産業廃棄物処理センターエコパーク
■	最寄の人家
○	環境騒音現地調査地点
S-1	計 画 地
S-2	最 寄 の 人 家

図 4-2-1-1
環境騒音現地調査地点位置図





凡 例		
■	計画焼却施設及び破碎施設	
■	計画廃石膏ボードリサイクル施設	
▭	計 画 地	
■	既 存 の 焼 却 施 設	
▭	中沼産業廃棄物処理センターエコパーク	
- · - · -	市 町 村 界	
—	搬入路	主要道道128号札幌北広島環状線
—		市道福移沼端線
—		市道リサイクル団地南線
—		市道リサイクル団地1号線
○	自動車騒音、交通量現地調査地点	
S-3	市道福移沼端線北側	
S-4	市道福移沼端線南側	

図 4-2-1-2
自動車騒音現地調査地点位置図

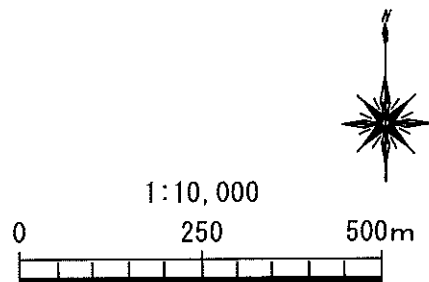
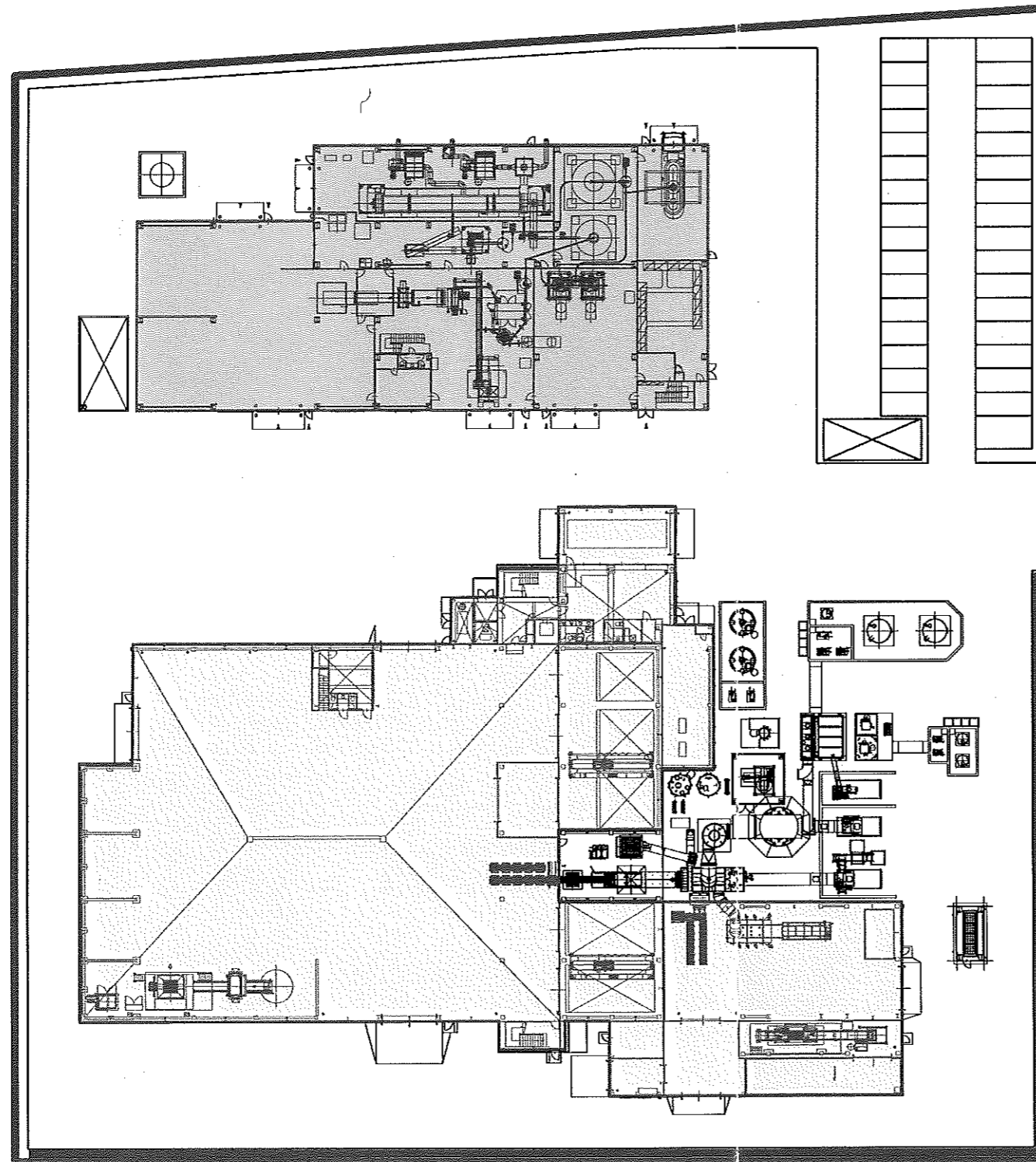



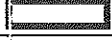


図 4-2-2-4 施設配置図



凡 例

	計画焼却施設及び破碎施設
	計画廃石膏ボードリサイクル施設
	鋼板製フェンス(高さ 2.5m)
	計 画 地

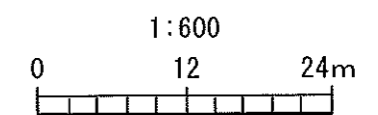
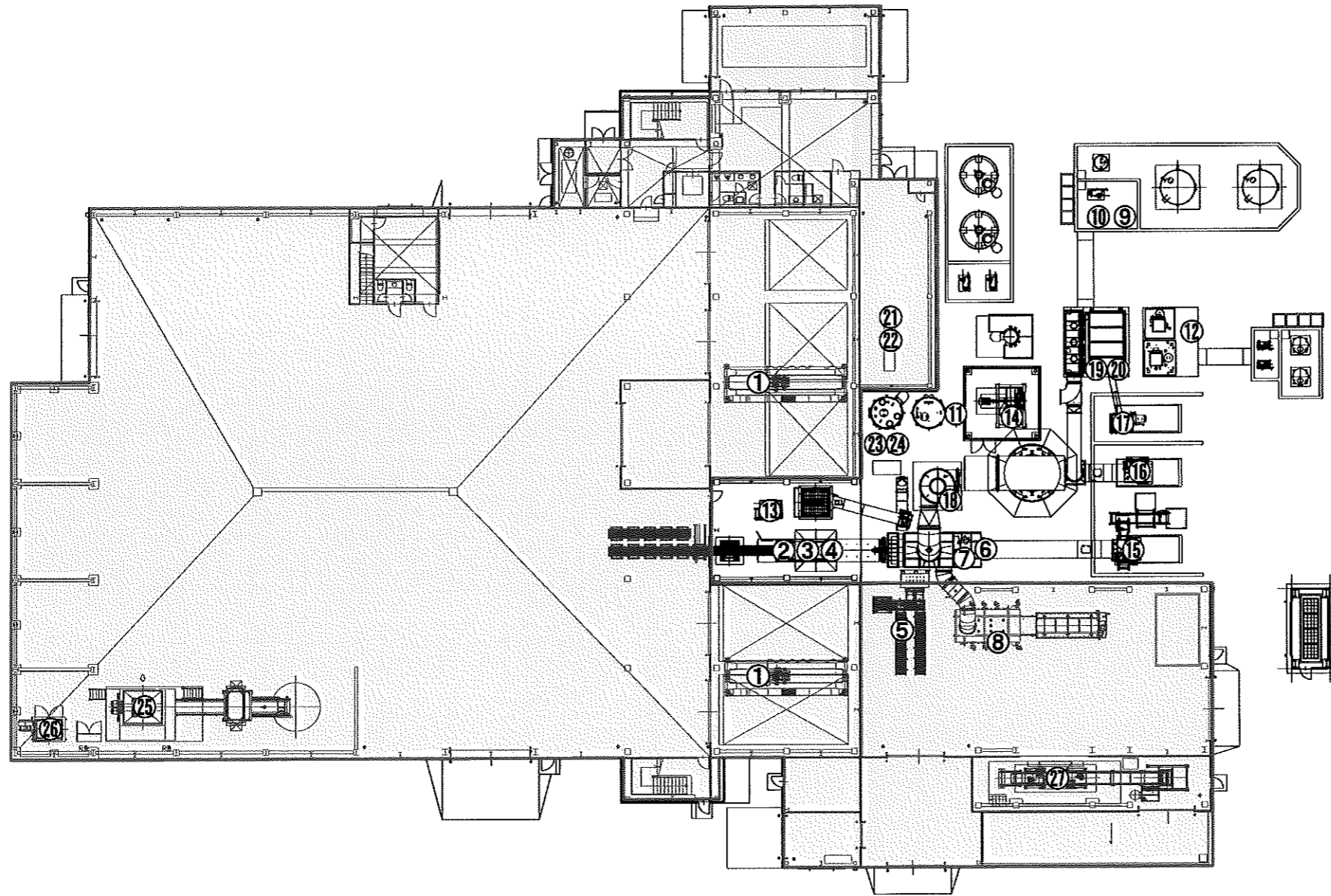


図 4-2-2-5(1) 設備機器配置図
(焼却施設及び破碎施設)



凡 例

凡 例	計画焼却施設及び破碎施設建屋	
①	ごみクレーン	建屋内
②	攪拌油圧ユニット	建屋外
③	ストーカー油圧ユニット	建屋外
④	投入扉油圧ユニット	建屋外
⑤	上部トラム油圧ユニット	建屋内
⑥	燃焼炉用助燃ハーター	建屋外
⑦	再燃ハーター 1	建屋外
⑧	雑缶処理室用助燃ハーター	建屋内
⑨	再生油ポンプ	建屋外
⑩	油ポンプ	建屋外
⑪	減温ポンプ	建屋外
⑫	薬剤圧送ファン	建屋外
⑬	押込ファン	建屋外
⑭	誘引ファン	建屋外
⑮	焼却炉用スクレパ	建屋外
⑯	減温スクレパ	建屋外
⑰	混練機	建屋外
⑱	再燃コンベヤ 1、2	建屋外
⑲	ばいじん排出コンベヤ	建屋外
⑳	ばいじん搬送コンベヤ	建屋外
㉑	ハーク用コンプレッサ	建屋内
㉒	噴霧用コンプレッサ	建屋内
㉓	冷却水ポンプ 1	建屋外
㉔	冷却水ポンプ 2	建屋外
㉕	二軸剪断式破碎機	建屋内
㉖	油圧ユニット(空冷式)	建屋内
㉗	破碎機	建屋内

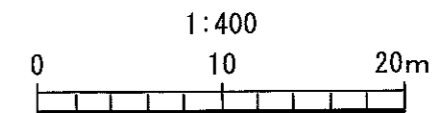


表 4-2-2-3(1) 設備機器の種類、台数及び騒音レベル（焼却施設及び破碎施設）

図面 番号	設備機器	台数 (台)	基準点 (m)	周波数帯域別騒音レベル (dB)						騒音レベル (dB)	騒音 ハザードレベル (dB)	設置 場所	稼働時間帯
				125Hz	250Hz	500Hz	1000Hz	2000Hz	4000Hz				
1	ごみクレーン	2	1.0	71.5	82.0	82.0	73.1	64.2	60.4	85.0	93.0	建屋内	24時間
2	攪拌油圧ユニット	1	1.0	71.9	77.0	77.0	78.8	75.2	70.4	83.0	91.0	建屋外	24時間
3	ストーカ油圧ユニット	1	1.0	71.9	77.0	77.0	78.8	75.2	70.4	83.0	91.0	建屋外	24時間
4	投入扉油圧ユニット	1	1.0	71.9	77.0	77.0	78.8	75.2	70.4	83.0	91.0	建屋外	24時間
5	上部ドラム油圧ユニット	1	1.0	71.9	77.0	77.0	78.8	75.2	70.4	83.0	91.0	建屋内	24時間
6	焼却炉用助燃バーナ	1	1.0	66.3	71.2	74.0	73.1	68.5	63.2	78.0	86.0	建屋外	24時間
7	再燃バーナ1	1	1.0	68.9	74.0	76.8	75.9	71.1	65.6	81.0	89.0	建屋外	24時間
8	雑缶処理室用助燃バーナ	8	1.0	66.3	71.2	74.0	73.1	68.5	63.2	78.0	86.0	建屋内	24時間
9	再生油ポンプ	1	1.0	63.8	70.6	76.5	80.4	81.4	73.0	85.0	93.0	建屋外	24時間
10	油ポンプ	1	1.0	63.8	70.6	76.5	80.4	81.4	73.0	85.0	93.0	建屋外	24時間
11	減温ポンプ	1	1.0	57.8	63.9	69.3	72.8	73.7	66.2	77.0	85.0	建屋外	24時間
12	薬剤圧送ファン	1	1.0	75.1	73.4	66.9	67.8	68.8	72.1	79.0	87.0	建屋外	24時間
13	押込ファン	1	1.0	71.9	80.0	84.2	86.7	85.9	85.6	91.0	99.0	建屋外	24時間
14	誘引ファン	1	1.0	80.8	79.0	72.0	73.0	74.0	77.5	85.0	93.0	建屋外	24時間
15	焼却炉用スクレパ	1	1.0	64.1	70.0	76.1	76.1	70.0	59.0	80.3	88.3	建屋外	24時間
16	減温スクレパ	1	1.0	64.1	70.0	76.1	76.1	70.0	59.0	80.3	88.3	建屋外	24時間
17	混練機	1	1.0	57.9	61.5	62.3	63.1	60.8	57.2	67.0	75.0	建屋外	24時間
18	再燃コンベヤ1、2	2	1.0	60.5	66.0	71.8	71.8	66.0	53.6	75.7	83.7	建屋外	24時間
19	ばいじん排出コンベヤ	1	1.0	60.5	66.0	71.8	71.8	66.0	53.6	75.7	83.7	建屋外	24時間
20	ばいじん搬送コンベヤ	1	1.0	60.5	66.0	71.8	71.8	66.0	53.6	75.7	83.7	建屋外	24時間
21	バグ用コンプレッサ	1	1.0	49.2	52.3	55.6	60.4	59.6	55.6	63.5	71.5	建屋内	24時間
22	噴霧用コンプレッサ	1	1.0	49.2	52.3	55.6	60.4	59.6	55.6	63.5	71.5	建屋内	24時間
23	冷却水ポンプ1	1	1.0	45.1	49.8	54.0	56.7	57.4	51.6	60.0	68.0	建屋外	24時間
24	冷却水ポンプ2	1	1.0	44.7	49.4	53.5	56.3	57.0	51.1	59.5	67.5	建屋外	24時間
25	二軸剪断式破碎機	1	1.0	73.0	87.4	85.4	87.4	86.4	80.8	93.0	101.0	建屋内	8時～17時
26	油圧ユニット（空冷式）	1	1.0	71.9	77.0	77.0	78.8	75.2	70.4	83.0	91.0	建屋内	8時～17時
27	破碎機	1	1.0	58.4	71.4	68.8	73.2	76.7	62.7	79.0	87.0	建屋内	8時～17時

注1) 騒音レベルは、メーカー資料によった。

2) ゴシック太文字は、建屋外に設置する設備機器である。

3) 誘引ファンは、防音カバー（鉄板+グラスウール）で囲う計画である。

3. 振動

(1) 現況把握

ア. 調査項目

(ア) 現地調査

振動に係る現地調査項目は、表 4-3-1-1 に示すとおりとした。

表 4-3-1-1 振動に係る現地調査項目

調査区分		調査項目
振動	環境振動	環境振動レベル
	道路交通振動	道路交通振動レベル
		地盤卓越振動数

イ. 調査地点

(イ) 現地調査

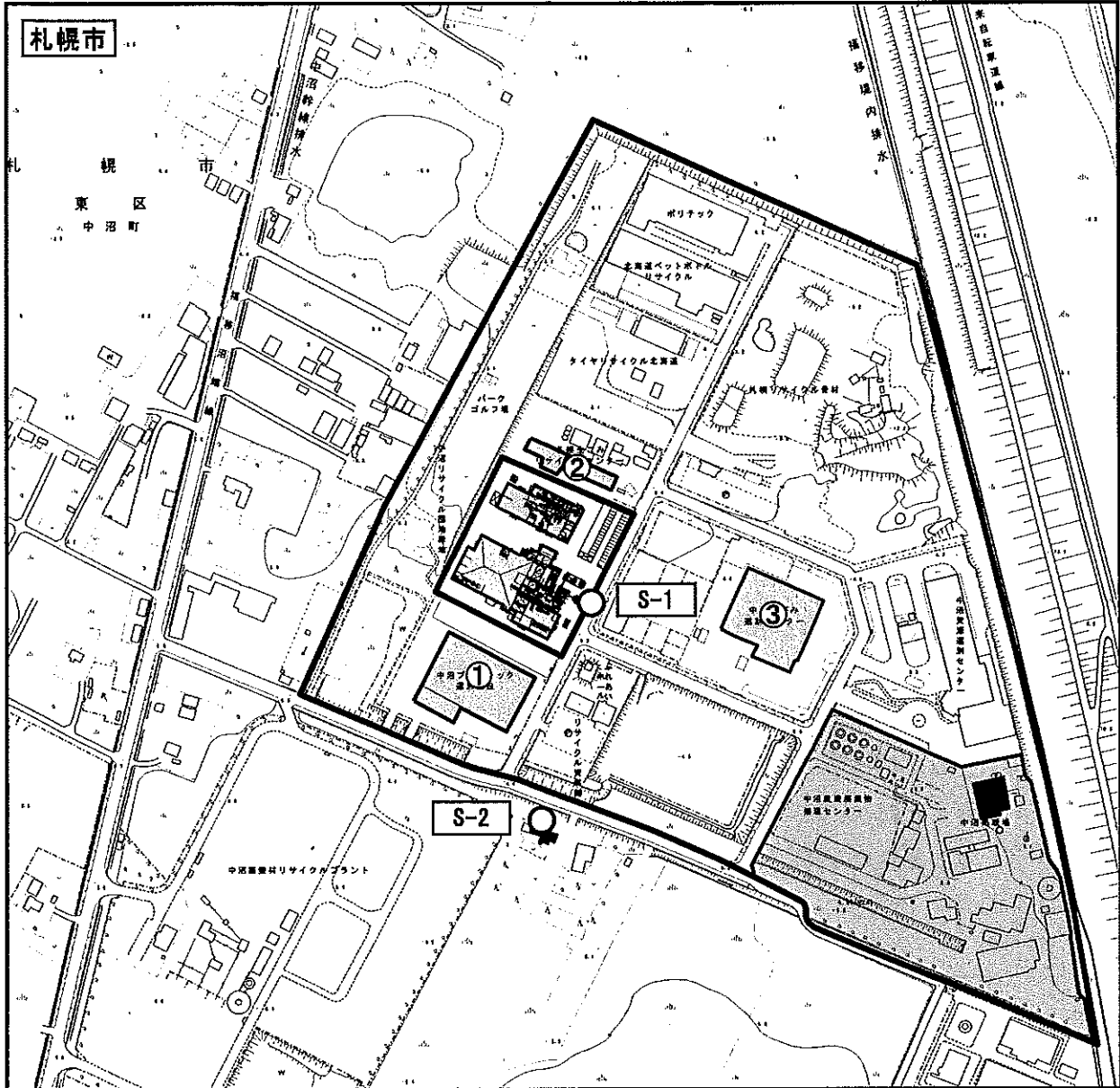
環境振動に係る現地調査地点は表 4-3-1-2 及び図 4-3-1-1 に示すとおり、計画地 (S-1 地点) 及び最寄の人家 (S-2 地点) の計 2 地点とした。

なお、廃棄物の搬入は、あいの里方向と札幌市街地方向の 2 方向から行う。

したがって、道路交通振動に係る現地調査地点は表 4-3-1-2 及び図 4-3-1-2 に示すとおり、搬入路である市道福移沼端線の北側 (S-3 地点) 及び南側 (S-4 地点) の 2 地点とした。

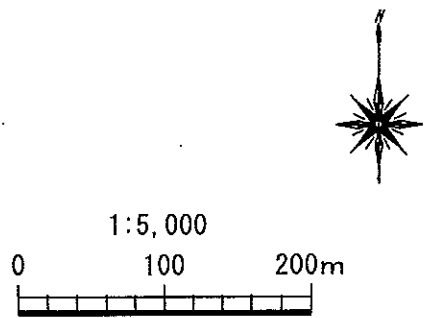
表 4-3-1-2 振動に係る現地調査地点

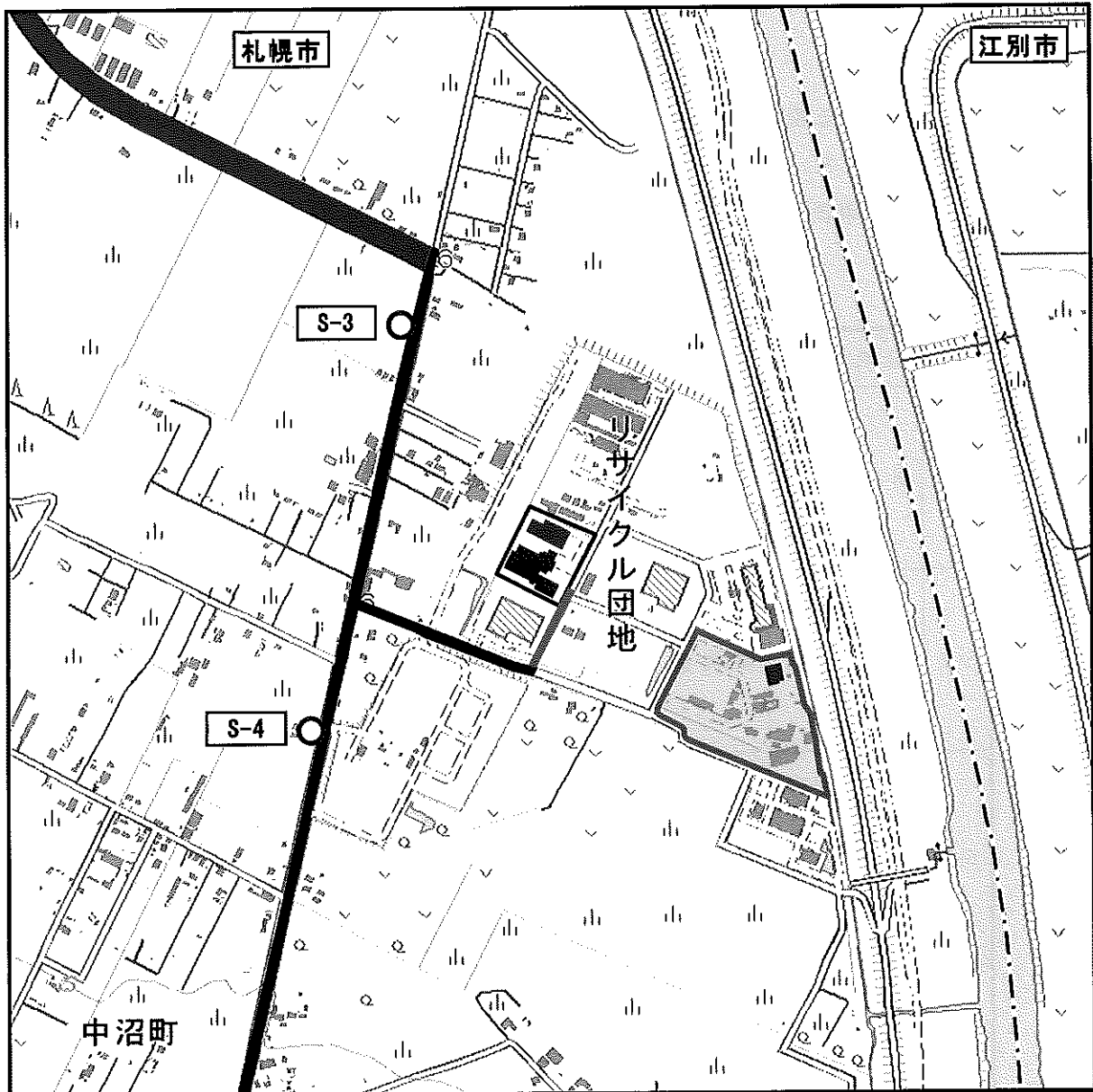
調査区分	調査項目	調査地点		
		S-1	計画地	
振動	環境振動	環境振動レベル	S-1	計画地
			S-2	最寄の人家
	道路交通振動	道路交通振動レベル	S-3	市道福移沼端線北側
			S-4	市道福移沼端線南側
		地盤卓越振動数	S-3	市道福移沼端線北側
			S-4	市道福移沼端線南側



凡 例	
	計画焼却施設及び破砕施設
	計画石膏ボードリサイクル施設
	計 画 地
	札幌市リサイクル団地
	計画地に隣接する廃棄物処理施設
①	プラスチック選別センター
②	札幌飼料化リサイクルセンター
③	中沼雑紙選別センター
■	既存の焼却施設
	中沼産業廃棄物処理センターエコパーク
■	最寄の人家
○	環境振動現地調査地点
S-1	計 画 地
S-2	最 寄 の 人 家

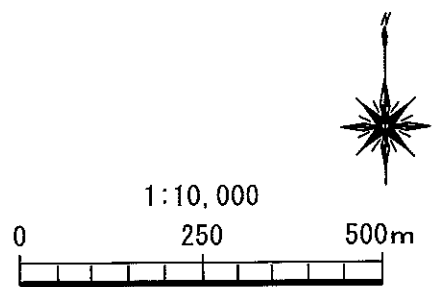
図 4-3-1-1
環境振動現地調査地点位置図





凡 例		
■	計画焼却施設及び破砕施設	
■	計画廃石膏ボードリサイクル施設	
□	計 画 地	
■	既 存 の 焼 却 施 設	
■	中沼産業廃棄物処理センターエコパーク	
---	市 町 村 界	
—	搬入路	主要道道128号札幌北広島環状線
—		市道福移沼端線
—		市道リサイクル団地南線
—		市道リサイクル団地1号線
○	道路交通振動、地盤卓越振動数点 現 地 調 査 地 点	
S-3	市道福移沼端線北側	
S-4	市道福移沼端線南側	

図 4-3-1-2
道路交通振動現地調査地点位置図



4. 悪臭

(1) 現況把握

ア. 調査項目

(7) 現地調査

悪臭に係る現地調査項目を、表 4-4-1-1 に示す。

表 4-4-1-1 悪臭に係る現地調査項目

調査区分	調査項目
臭気指数（臭気濃度）	臭気指数（臭気濃度）
特定悪臭物質濃度	アンモニア
	メチルメルカプタン
	硫化水素
	硫化メチル
	二硫化メチル
	トリメチルアミン
	アセトアルデヒド
	プロピオンアルデヒド
	ノルマルブチルアルデヒド
	イソブチルアルデヒド
	ノルマルバレルアルデヒド
	イソバレルアルデヒド
	イソブタノール
	酢酸エチル
	メチルイソブチルケトン
	トルエン
	スチレン
	キシレン
	プロピオン酸
	ノルマル酪酸
ノルマル吉草酸	
イソ吉草酸	
気 象	天候
	気温
	湿度
	風向
	風速

イ. 調査地点

(ア) 現地調査

悪臭に係る調査地点は表 4-4-1-2 及び図 4-4-1-1 に示すとおり、計画地 (A-1 地点)、既存焼却施設風上 (A-2 地点) 及び風下 (A-3 地点)、既存焼却施設ごみピット付近 (A-4 地点) の計 4 地点とした。

表 4-4-1-2 悪臭に係る現地調査地点

調査区分	調査項目	調査地点	
悪臭	臭気指数 (臭気濃度)	A-1	計画地
		A-2	既存焼却施設風上
		A-3	既存焼却施設風下
		A-4	既存焼却施設ごみピット付近
	特定悪臭物質	A-3	既存焼却施設風下
		A-4	既存焼却施設ごみピット付近
	気象	A-1	計画地
		A-2	既存焼却施設風上
A-3		既存焼却施設風下	
A-4		既存焼却施設ごみピット付近	

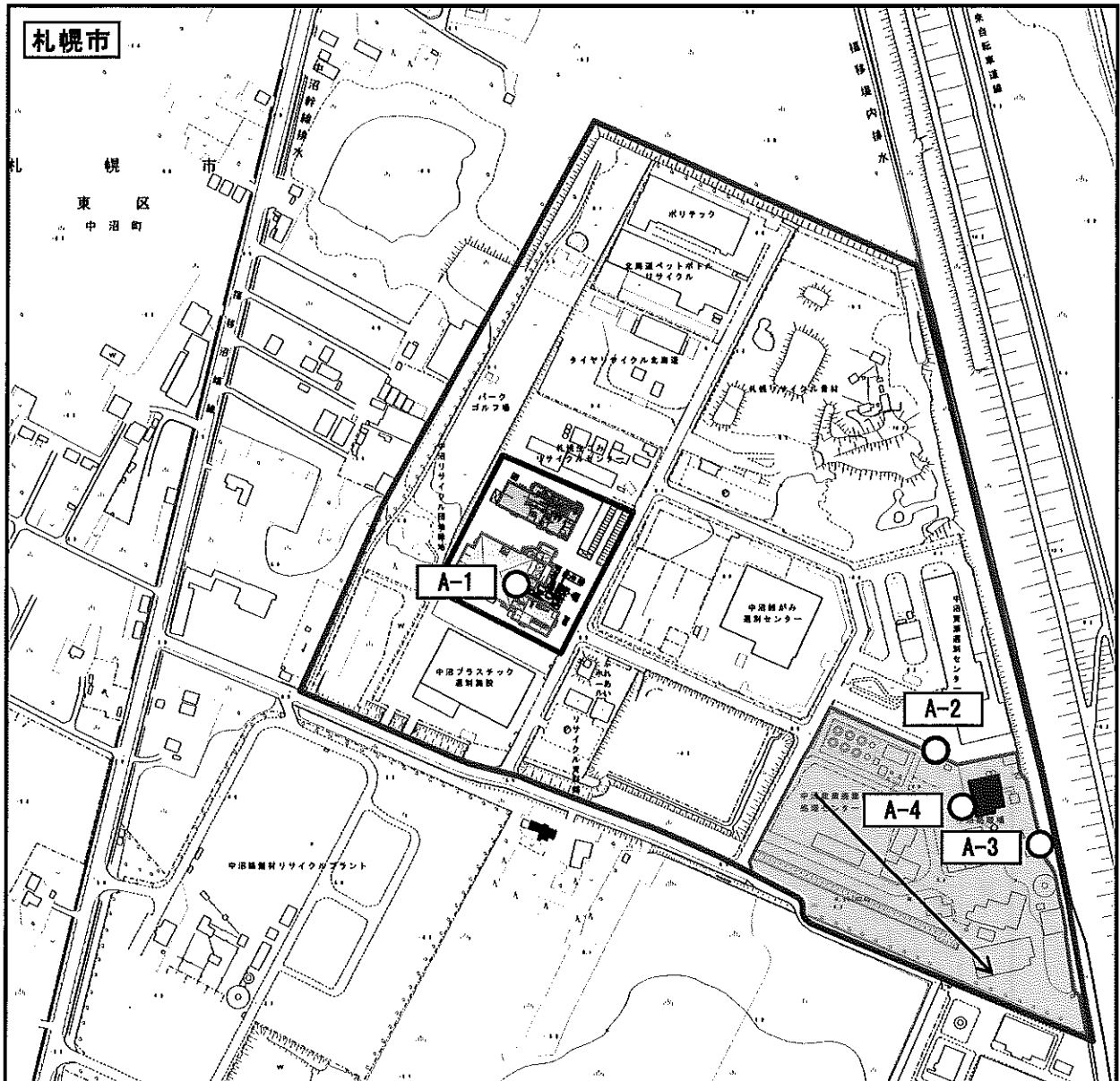
ウ. 調査時期

(ア) 現地調査

悪臭に係る現地調査時期は表 4-4-1-3 に示すとおりとし、夏季に 1 回調査した。

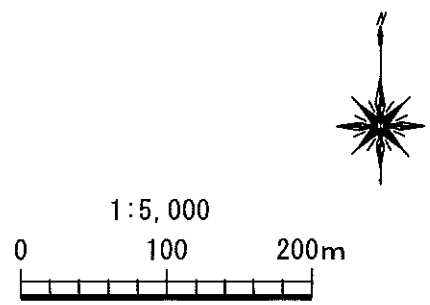
表 4-4-1-3 悪臭に係る現地調査時期

調査地点		調査項目	調査日
A-1	計画地	臭気指数 (臭気濃度)	平成 28 年 7 月 11 日 (月)
		気象	
A-2	既存焼却施設風上	臭気指数 (臭気濃度)	平成 28 年 7 月 11 日 (月)
		気象	
A-3	既存焼却施設風下	臭気指数 (臭気濃度)	平成 28 年 7 月 11 日 (月)
		特定悪臭物質	
		気象	
A-4	既存焼却施設 ごみピット付近	臭気指数 (臭気濃度)	平成 28 年 7 月 11 日 (月)
		特定悪臭物質	
		気象	



凡 例	
	計画焼却施設及び破砕施設
	計画廃石膏ボードリサイクル施設
	計 画 地
	札幌市リサイクル団地
	既存の焼却施設
	中沼産業廃棄物処理センターエコパーク
	最寄の人家
	悪臭現地調査地点
A-1	計 画 地
A-2	既存焼却施設風上
A-3	既存焼却施設風下
A-4	既存焼却施設ごみピット付近
	現地調査時の風向

図 4-4-1-1 悪臭現地調査地点位置図



エ. 調査方法

(7) 現地調査

悪臭に係る試料採取方法及び分析方法を、表 4-4-1-4 に示す。

分析方法は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示第 63 号, 平成 7 年 9 月 13 日) 及び「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示第 9 号, 昭和 47 年 5 月 30 日) に基づく方法とした。

表 4-4-1-4 悪臭に係る試料採取方法及び分析方法

調査項目	採取方法	分析方法	
臭気指数 (臭気濃度)	バッグ採取	臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法	
特定悪臭物質	アンモニア	ほう酸溶液捕集法	環告別表第1(吸光光度法)
	メチルメルカプタン	バッグ採取	環告別表第2(ガスクロマトグラフ法)
	硫化水素		環告別表第2(ガスクロマトグラフ法)
	硫化メチル		環告別表第2(ガスクロマトグラフ法)
	二硫化メチル		環告別表第2(ガスクロマトグラフ法)
	トリメチルアミン	硫酸溶液捕集法	環告別表第3(ガスクロマトグラフ法)
	アセトアルデヒド	捕集管捕集法	環告別表第4(ガスクロマトグラフ法)
	プロピオンアルデヒド		環告別表第4(ガスクロマトグラフ法)
	ノルマルブチルアルデヒド		環告別表第4(ガスクロマトグラフ法)
	イソブチルアルデヒド		環告別表第4(ガスクロマトグラフ法)
	ノルマルバレールアルデヒド		環告別表第4(ガスクロマトグラフ法)
	イソバレールアルデヒド		環告別表第4(ガスクロマトグラフ法)
	イソブタノール	バッグ採取	環告別表第5(ガスクロマトグラフ法)
	酢酸エチル		環告別表第6(ガスクロマトグラフ法)
	メチルイソブチルケトン		環告別表第6(ガスクロマトグラフ法)
	トルエン		環告別表第7(ガスクロマトグラフ法)
	スチレン		環告別表第7(ガスクロマトグラフ法)
	キシレン	環告別表第7(ガスクロマトグラフ法)	
	プロピオン酸	捕集管捕集法	環告別表第8(ガスクロマトグラフ法)
	ノルマル酪酸		環告別表第8(ガスクロマトグラフ法)
ノルマル吉草酸	環告別表第8(ガスクロマトグラフ法)		
イソ吉草酸	環告別表第8(ガスクロマトグラフ法)		

表 5-1-1(1) 総合評価総括表

項目	予測	要因	処理施設及び周辺地域に関わる基準		現況	影響予測		評価																			
			環境基本法に基づく環境基準	それ以外の法規制等に基づく基準		予測方法	予測結果	生活環境保全目標	評価																		
大気質	供用時	煙突排ガスの排出	環境基準が適用される。 ◎二酸化硫黄 ◎二酸化窒素 ◎浮遊粒子状物質 ◎ダイオキシン類	該当する法規制なし。	札幌市篠路測定局（一般局）における既存文献調査結果（平成23年度～27年度） （環境基準適合状況）	大気拡散式を用いた定量的予測 有風時：ブルーム式 無風時：パフ式 長期的評価地点 ・最大着地濃度地点 ・最寄の人家 短期的評価地点 ・最大着地濃度地点 ・最寄の人家	◎二酸化硫黄(ppm)		◎二酸化硫黄(ppm) <table border="1"> <tr><th>予測地点</th><th>評価</th><th>保全目標</th></tr> <tr><td rowspan="2">最大着地濃度地点</td><td>長期的</td><td>日平均値の2%除外値が0.04以下※1</td></tr> <tr><td>短期的</td><td>1時間値が0.1以下※1</td></tr> <tr><td rowspan="2">最寄の人家</td><td>長期的</td><td>日平均値の2%除外値が0.04以下※1</td></tr> <tr><td>短期的</td><td>1時間値が0.1以下※1</td></tr> </table> ※1 環境基準	予測地点	評価	保全目標	最大着地濃度地点	長期的	日平均値の2%除外値が0.04以下※1	短期的	1時間値が0.1以下※1	最寄の人家	長期的	日平均値の2%除外値が0.04以下※1	短期的	1時間値が0.1以下※1					
					予測地点		評価	保全目標																			
					最大着地濃度地点		長期的	日平均値の2%除外値が0.04以下※1																			
							短期的	1時間値が0.1以下※1																			
					最寄の人家		長期的	日平均値の2%除外値が0.04以下※1																			
							短期的	1時間値が0.1以下※1																			
					<table border="1"> <tr><th>年平均値</th><th>日平均値の2%除外値</th><th>環境基準適合状況</th></tr> <tr><td>0.001</td><td>0.003～0.004</td><td>○</td></tr> </table>		年平均値	日平均値の2%除外値		環境基準適合状況	0.001	0.003～0.004	○	<table border="1"> <tr><th>予測地点</th><th>長期的評価</th><th>短期的評価</th></tr> <tr><td></td><td>年平均値</td><td>日平均値の2%除外値 (1時間値)</td></tr> <tr><td>最大着地濃度地点</td><td>0.00104 (1, 216m)</td><td>0.00320 (1, 216m)</td></tr> <tr><td>最寄の人家</td><td>0.00100 (170m)</td><td>0.00317 (170m)</td></tr> </table> 注：()内の距離は最大着地濃度発生距離を示す	予測地点	長期的評価	短期的評価		年平均値	日平均値の2%除外値 (1時間値)	最大着地濃度地点	0.00104 (1, 216m)	0.00320 (1, 216m)	最寄の人家	0.00100 (170m)	0.00317 (170m)	◎二酸化窒素(ppm)
					年平均値		日平均値の2%除外値	環境基準適合状況																			
					0.001		0.003～0.004	○																			
					予測地点		長期的評価	短期的評価																			
	年平均値	日平均値の2%除外値 (1時間値)																									
最大着地濃度地点	0.00104 (1, 216m)	0.00320 (1, 216m)																									
最寄の人家	0.00100 (170m)	0.00317 (170m)																									
<table border="1"> <tr><th>年平均値</th><th>日平均値の年間98%値</th><th>環境基準適合状況</th></tr> <tr><td>0.009～0.011</td><td>0.027～0.036</td><td>○</td></tr> </table>	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準適合状況	0.009～0.011	0.027～0.036	○	<table border="1"> <tr><th>予測地点</th><th>長期的評価</th><th>短期的評価</th></tr> <tr><td></td><td>年平均値</td><td>日平均値の年間98%値 (1時間値)</td></tr> <tr><td>最大着地濃度地点</td><td>0.01121 (1, 216m)</td><td>0.02440 (1, 216m)</td></tr> <tr><td>最寄の人家</td><td>0.01101 (170m)</td><td>0.02416 (170m)</td></tr> </table> 注：()内の距離は最大着地濃度発生距離を示す	予測地点	長期的評価	短期的評価		年平均値	日平均値の年間98%値 (1時間値)	最大着地濃度地点	0.01121 (1, 216m)	0.02440 (1, 216m)	最寄の人家	0.01101 (170m)	0.02416 (170m)	◎二酸化窒素(ppm)							
年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準適合状況																									
0.009～0.011	0.027～0.036	○																									
予測地点	長期的評価	短期的評価																									
	年平均値	日平均値の年間98%値 (1時間値)																									
最大着地濃度地点	0.01121 (1, 216m)	0.02440 (1, 216m)																									
最寄の人家	0.01101 (170m)	0.02416 (170m)																									
<table border="1"> <tr><th>年平均値</th><th>日平均値の2%除外値</th><th>環境基準適合状況</th></tr> <tr><td>0.012～0.014</td><td>0.029～0.041</td><td>○</td></tr> </table>	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準適合状況	0.012～0.014	0.029～0.041	○	<table border="1"> <tr><th>予測地点</th><th>長期的評価</th><th>短期的評価</th></tr> <tr><td></td><td>年平均値</td><td>日平均値の2%除外値 (1時間値)</td></tr> <tr><td>最大着地濃度地点</td><td>0.01121 (1, 216m)</td><td>0.02440 (1, 216m)</td></tr> <tr><td>最寄の人家</td><td>0.01101 (170m)</td><td>0.02416 (170m)</td></tr> </table> 注：()内の距離は最大着地濃度発生距離を示す	予測地点	長期的評価	短期的評価		年平均値	日平均値の2%除外値 (1時間値)	最大着地濃度地点	0.01121 (1, 216m)	0.02440 (1, 216m)	最寄の人家	0.01101 (170m)	0.02416 (170m)	◎浮遊粒子状物質(mg/m³)							
年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準適合状況																									
0.012～0.014	0.029～0.041	○																									
予測地点	長期的評価	短期的評価																									
	年平均値	日平均値の2%除外値 (1時間値)																									
最大着地濃度地点	0.01121 (1, 216m)	0.02440 (1, 216m)																									
最寄の人家	0.01101 (170m)	0.02416 (170m)																									
<table border="1"> <tr><th>年平均値</th><th>環境基準適合状況</th></tr> <tr><td>0.013～0.030</td><td>○</td></tr> </table>	年平均値	環境基準適合状況	0.013～0.030	○	<table border="1"> <tr><th>予測地点</th><th>長期的評価</th><th>短期的評価</th></tr> <tr><td></td><td>年平均値</td><td>日平均値の2%除外値 (1時間値)</td></tr> <tr><td>最大着地濃度地点</td><td>0.01303 (1, 216m)</td><td>0.03479 (1, 216m)</td></tr> <tr><td>最寄の人家</td><td>0.01300 (170m)</td><td>0.03474 (170m)</td></tr> </table> 注：()内の距離は最大着地濃度発生距離を示す	予測地点	長期的評価	短期的評価		年平均値	日平均値の2%除外値 (1時間値)	最大着地濃度地点	0.01303 (1, 216m)	0.03479 (1, 216m)	最寄の人家	0.01300 (170m)	0.03474 (170m)	◎浮遊粒子状物質(mg/m³)									
年平均値	環境基準適合状況																										
0.013～0.030	○																										
予測地点	長期的評価	短期的評価																									
	年平均値	日平均値の2%除外値 (1時間値)																									
最大着地濃度地点	0.01303 (1, 216m)	0.03479 (1, 216m)																									
最寄の人家	0.01300 (170m)	0.03474 (170m)																									
		計画地周辺の調査結果 ◎大気汚染物質濃度	<table border="1"> <tr><th>調査地点</th><th>項目</th><th>平均値(2季)</th></tr> <tr><td rowspan="5">計画地</td><td>二酸化硫黄(ppm)</td><td>0.001</td></tr> <tr><td>二酸化窒素(ppm)</td><td>0.011</td></tr> <tr><td>浮遊粒子状物質(mg/m³)</td><td>0.013</td></tr> <tr><td>塩化水素(ppm)</td><td>0.002未満</td></tr> <tr><td>ダイオキシン類(pg-TEQ/m³)</td><td>0.044</td></tr> </table>	調査地点	項目	平均値(2季)	計画地	二酸化硫黄(ppm)	0.001	二酸化窒素(ppm)	0.011	浮遊粒子状物質(mg/m³)	0.013	塩化水素(ppm)	0.002未満	ダイオキシン類(pg-TEQ/m³)	0.044	◎塩化水素(ppm)									
調査地点	項目	平均値(2季)																									
計画地	二酸化硫黄(ppm)	0.001																									
	二酸化窒素(ppm)	0.011																									
	浮遊粒子状物質(mg/m³)	0.013																									
	塩化水素(ppm)	0.002未満																									
	ダイオキシン類(pg-TEQ/m³)	0.044																									
			<table border="1"> <tr><th>予測地点</th><th>短期的評価(1時間値)</th></tr> <tr><td>最大着地濃度地点</td><td>0.01842 (60m)</td></tr> <tr><td>最寄の人家</td><td>0.01335 (170m)</td></tr> </table> 注1：塩化水素は、短期的評価のみの予測 注2：()内の距離は最大着地濃度発生距離を示す	予測地点	短期的評価(1時間値)	最大着地濃度地点	0.01842 (60m)	最寄の人家	0.01335 (170m)	◎ダイオキシン類(pg-TEQ/m³)																	
予測地点	短期的評価(1時間値)																										
最大着地濃度地点	0.01842 (60m)																										
最寄の人家	0.01335 (170m)																										
			<table border="1"> <tr><th>予測地点</th><th>長期的評価(年平均値)</th></tr> <tr><td>最大着地濃度地点</td><td>0.04813 (1, 216m)</td></tr> <tr><td>最寄の人家</td><td>0.04422 (170m)</td></tr> </table> 注1：ダイオキシン類は、長期的評価のみの予測 注2：()内の距離は最大着地濃度発生距離を示す	予測地点	長期的評価(年平均値)	最大着地濃度地点	0.04813 (1, 216m)	最寄の人家	0.04422 (170m)	◎ダイオキシン類(pg-TEQ/m³)																	
予測地点	長期的評価(年平均値)																										
最大着地濃度地点	0.04813 (1, 216m)																										
最寄の人家	0.04422 (170m)																										
			<table border="1"> <tr><th>予測地点</th><th>評価</th><th>保全目標</th></tr> <tr><td rowspan="2">最大着地濃度地点</td><td rowspan="2">短期的</td><td rowspan="2">1時間値が0.02以下※1</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">最寄の人家</td><td>長期的</td><td>年平均値が0.6以下※1</td></tr> <tr><td>短期的</td><td></td></tr> </table> ※1 環境基準	予測地点	評価	保全目標	最大着地濃度地点	短期的	1時間値が0.02以下※1		最寄の人家	長期的	年平均値が0.6以下※1	短期的													
予測地点	評価	保全目標																									
最大着地濃度地点	短期的	1時間値が0.02以下※1																									
最寄の人家	長期的	年平均値が0.6以下※1																									
	短期的																										

表 5-1-1(2) 総合評価総括表

項目	予測	要因	計画地及び周辺地域に関わる基準		現況	影響予測			評価																																																										
			環境基本法に基づく環境基準	それ以外の法規制等に基づく基準		予測方法	予測結果		生活環境保全目標		評価																																																								
大気質	供用時	廃棄物運搬車両の走行	環境基準が適用される。 ◎二酸化窒素 ◎浮遊粒子状物質	該当する法規制なし。	札幌市篠路測定局（一般局）における既存文献調査結果（平成23年度～27年度） （環境基準適合状況） ◎二酸化窒素（ppm） <table border="1"> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>環境基準適合状況</th> </tr> <tr> <td>0.009～0.011</td> <td>0.027～0.036</td> <td>○</td> </tr> </table> ◎浮遊粒子状物質（mg/m ³ ） <table border="1"> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の2%除外値</th> <th>環境基準適合状況</th> </tr> <tr> <td>0.012～0.014</td> <td>0.029～0.041</td> <td>○</td> </tr> </table> 搬入路の現地調査結果 ◎交通量 <table border="1"> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日区分</th> <th>時間区分</th> <th>交通量（台）</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">市道福移沼端線北側</td> <td>平日</td> <td>24時間</td> <td>5,184</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>24時間</td> <td>4,248</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市道福移沼端線南側</td> <td>平日</td> <td>24時間</td> <td>7,098</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>24時間</td> <td>5,322</td> </tr> </table>	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準適合状況	0.009～0.011	0.027～0.036	○	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準適合状況	0.012～0.014	0.029～0.041	○	調査地点	曜日区分	時間区分	交通量（台）	市道福移沼端線北側	平日	24時間	5,184	土曜	24時間	4,248	市道福移沼端線南側	平日	24時間	7,098	土曜	24時間	5,322	大気拡散式を用いた定量的予測 有風時：ブルーム式 無風時：パフ式 予測地点 ・道路敷地境界	◎二酸化窒素（ppm）			◎二酸化窒素 <table border="1"> <tr> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> </tr> <tr> <td>市道福移沼端線北側</td> <td>0.01117</td> <td>0.024</td> </tr> <tr> <td>市道福移沼端線南側</td> <td>0.01127</td> <td>0.024</td> </tr> </table> ◎浮遊粒子状物質（mg/m ³ ） <table border="1"> <tr> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の2%除外値</th> </tr> <tr> <td>市道福移沼端線北側</td> <td>0.01402</td> <td>0.037</td> </tr> <tr> <td>市道福移沼端線南側</td> <td>0.01403</td> <td>0.037</td> </tr> </table>	予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値	市道福移沼端線北側	0.01117	0.024	市道福移沼端線南側	0.01127	0.024	予測地点	年平均値	日平均値の2%除外値	市道福移沼端線北側	0.01402	0.037	市道福移沼端線南側	0.01403	0.037	◎二酸化窒素 <table border="1"> <tr> <th>予測地点</th> <th>保全目標</th> </tr> <tr> <td>市道福移沼端線北側</td> <td>日平均値の年間98%値が0.06ppm以下※1</td> </tr> <tr> <td>市道福移沼端線南側</td> <td>日平均値の年間98%値が0.06ppm以下※1</td> </tr> </table> ※1 環境基準		予測地点	保全目標	市道福移沼端線北側	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下※1	市道福移沼端線南側	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下※1	予測結果は環境保全目標を満足するため、廃棄物運搬車両走行に伴う大気汚染物質が沿道周辺地域に及ぼす影響は、生活環境保全上の目標と整合が図られている。
						年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準適合状況																																																											
						0.009～0.011	0.027～0.036	○																																																											
						年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準適合状況																																																											
						0.012～0.014	0.029～0.041	○																																																											
						調査地点	曜日区分	時間区分	交通量（台）																																																										
						市道福移沼端線北側	平日	24時間	5,184																																																										
							土曜	24時間	4,248																																																										
						市道福移沼端線南側	平日	24時間	7,098																																																										
							土曜	24時間	5,322																																																										
予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値																																																																	
市道福移沼端線北側	0.01117	0.024																																																																	
市道福移沼端線南側	0.01127	0.024																																																																	
予測地点	年平均値	日平均値の2%除外値																																																																	
市道福移沼端線北側	0.01402	0.037																																																																	
市道福移沼端線南側	0.01403	0.037																																																																	
予測地点	保全目標																																																																		
市道福移沼端線北側	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下※1																																																																		
市道福移沼端線南側	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下※1																																																																		
◎浮遊粒子状物質 <table border="1"> <tr> <th>予測地点</th> <th>保全目標</th> </tr> <tr> <td>市道福移沼端線北側</td> <td>日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下※1</td> </tr> <tr> <td>市道福移沼端線南側</td> <td>日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下※1</td> </tr> </table> ※1 環境基準		予測地点	保全目標	市道福移沼端線北側	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下※1	市道福移沼端線南側	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下※1																																																												
予測地点	保全目標																																																																		
市道福移沼端線北側	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下※1																																																																		
市道福移沼端線南側	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下※1																																																																		

表 5-1-1 (3) 総合評価総括表

項目	予測	要影 因響	計画地及び周辺地域に関わる基準		現況	影響予測			評価																																																																																				
			環境基本法に基づく 環境基準	それ以外の法規制等に 基づく基準		予測方法	予測結果		生活環境保全目標		評価																																																																																		
騒音	供用時	施設の稼働	計画地及びその周辺は、騒音に係る環境基準の類型指定地域ではない。	計画地及びその周辺は、騒音規制法に基づく規制地域ではない。	<p>計画地及びその周辺の現地調査結果</p> <p>◎騒音レベル平均値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日区分</th> <th>時間区分</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">計画地</td> <td rowspan="5">平日</td> <td>6~8時</td> <td>53dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td>8~19時</td> <td>60dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td>19~22時</td> <td>53dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td>22~翌6時</td> <td>53dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td>6~8時</td> <td>53dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">土曜</td> <td rowspan="4">土曜</td> <td>8~19時</td> <td>57dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td>19~22時</td> <td>54dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td>22~翌6時</td> <td>53dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td>6~8時</td> <td>53dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">最寄の家</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>6~22時</td> <td>54dB (L_{eq})</td> </tr> <tr> <td>22~翌6時</td> <td>42dB (L_{eq})</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜</td> <td>6~22時</td> <td>48dB (L_{eq})</td> </tr> <tr> <td>22~翌6時</td> <td>40dB (L_{eq})</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	曜日区分	時間区分	調査結果	計画地	平日	6~8時	53dB (L ₅)	8~19時	60dB (L ₅)	19~22時	53dB (L ₅)	22~翌6時	53dB (L ₅)	6~8時	53dB (L ₅)	土曜	土曜	8~19時	57dB (L ₅)	19~22時	54dB (L ₅)	22~翌6時	53dB (L ₅)	6~8時	53dB (L ₅)	最寄の家	平日	6~22時	54dB (L _{eq})	22~翌6時	42dB (L _{eq})	土曜	6~22時	48dB (L _{eq})	22~翌6時	40dB (L _{eq})	<p>伝播理論式を用いた定量的予測</p> <p>予測地点 ・人家側敷地境界 ・最寄人家</p>	<p>◎施設騒音レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>曜日区分</th> <th>予測時間帯</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">人家側敷地境界</td> <td rowspan="4">平日</td> <td>6~8時</td> <td>53dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td>8~19時</td> <td>60dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td>19~22時</td> <td>53dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td>22~翌6時</td> <td>53dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜</td> <td>6~8時</td> <td>53dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td>8~19時</td> <td>57dB (L₅)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">最寄の家</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>6~22時</td> <td>54dB (L_{eq})</td> </tr> <tr> <td>22~翌6時</td> <td>43dB (L_{eq})</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜</td> <td>6~22時</td> <td>48dB (L_{eq})</td> </tr> <tr> <td>22~翌6時</td> <td>41dB (L_{eq})</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	曜日区分	予測時間帯	予測結果	人家側敷地境界	平日	6~8時	53dB (L ₅)	8~19時	60dB (L ₅)	19~22時	53dB (L ₅)	22~翌6時	53dB (L ₅)	土曜	6~8時	53dB (L ₅)	8~19時	57dB (L ₅)	最寄の家	平日	6~22時	54dB (L _{eq})	22~翌6時	43dB (L _{eq})	土曜	6~22時	48dB (L _{eq})	22~翌6時	41dB (L _{eq})	<p>◎施設騒音レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測時間帯</th> <th>保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">人家側敷地境界</td> <td>6~8時</td> <td>55dB 以下^{※1}</td> </tr> <tr> <td>8~19時</td> <td>65dB 以下^{※2}</td> </tr> <tr> <td>19~22時</td> <td>55dB 以下^{※3}</td> </tr> <tr> <td>22~翌6時</td> <td>50dB 以下^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最寄の家</td> <td>6~22時</td> <td>60dB 以下^{※5}</td> </tr> <tr> <td>22~翌6時</td> <td>50dB 以下^{※6}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 第3種区域の朝の規制基準 ※2 第3種区域の昼間の規制基準 ※3 第3種区域の夕の規制基準 ※4 第3種区域の夜間の規制基準 ※5 一般地域(C類型)の昼間の環境基準 ※6 一般地域(C類型)の夜間の環境基準</p>	予測地点	予測時間帯	保全目標	人家側敷地境界	6~8時	55dB 以下 ^{※1}	8~19時	65dB 以下 ^{※2}	19~22時	55dB 以下 ^{※3}	22~翌6時	50dB 以下 ^{※4}	最寄の家	6~22時	60dB 以下 ^{※5}	22~翌6時	50dB 以下 ^{※6}	<p>予測結果は現況で保全目標(第3種区域の規制基準)を超えている夜間の敷地境界以外は、環境保全目標を満足する。また、騒音防止対策を実施するため、焼却施設から発生する騒音が周辺地域に及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減されているものとする。</p>
					調査地点	曜日区分	時間区分	調査結果																																																																																					
計画地	平日	6~8時	53dB (L ₅)																																																																																										
		8~19時	60dB (L ₅)																																																																																										
		19~22時	53dB (L ₅)																																																																																										
		22~翌6時	53dB (L ₅)																																																																																										
		6~8時	53dB (L ₅)																																																																																										
土曜	土曜	8~19時	57dB (L ₅)																																																																																										
		19~22時	54dB (L ₅)																																																																																										
		22~翌6時	53dB (L ₅)																																																																																										
		6~8時	53dB (L ₅)																																																																																										
最寄の家	平日	6~22時	54dB (L _{eq})																																																																																										
		22~翌6時	42dB (L _{eq})																																																																																										
	土曜	6~22時	48dB (L _{eq})																																																																																										
		22~翌6時	40dB (L _{eq})																																																																																										
予測地点	曜日区分	予測時間帯	予測結果																																																																																										
人家側敷地境界	平日	6~8時	53dB (L ₅)																																																																																										
		8~19時	60dB (L ₅)																																																																																										
		19~22時	53dB (L ₅)																																																																																										
		22~翌6時	53dB (L ₅)																																																																																										
	土曜	6~8時	53dB (L ₅)																																																																																										
		8~19時	57dB (L ₅)																																																																																										
最寄の家	平日	6~22時	54dB (L _{eq})																																																																																										
		22~翌6時	43dB (L _{eq})																																																																																										
	土曜	6~22時	48dB (L _{eq})																																																																																										
		22~翌6時	41dB (L _{eq})																																																																																										
予測地点	予測時間帯	保全目標																																																																																											
人家側敷地境界	6~8時	55dB 以下 ^{※1}																																																																																											
	8~19時	65dB 以下 ^{※2}																																																																																											
	19~22時	55dB 以下 ^{※3}																																																																																											
	22~翌6時	50dB 以下 ^{※4}																																																																																											
最寄の家	6~22時	60dB 以下 ^{※5}																																																																																											
	22~翌6時	50dB 以下 ^{※6}																																																																																											
騒音	供用時	廃棄物運搬車両の走行	計画地及びその周辺は、騒音に係る環境基準の類型指定地域ではない。	計画地及びその周辺は、騒音規制法に基づく規制地域ではない。	<p>搬入路の現地調査結果</p> <p>◎騒音レベル平均値 (Leq)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日区分</th> <th>時間区分</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市道福移沼端線北側</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>6~22時</td> <td>66dB</td> </tr> <tr> <td>22~翌6時</td> <td>59dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜</td> <td>6~22時</td> <td>64dB</td> </tr> <tr> <td>22~翌6時</td> <td>56dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市道福移沼端線南側</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>6~22時</td> <td>68dB</td> </tr> <tr> <td>22~翌6時</td> <td>60dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜</td> <td>6~22時</td> <td>65dB</td> </tr> <tr> <td>22~翌6時</td> <td>57dB</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎交通量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日区分</th> <th>時間区分</th> <th>交通量(台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市道福移沼端線北側</td> <td>平日</td> <td>24時間</td> <td>5,184</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>24時間</td> <td>4,248</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市道福移沼端線南側</td> <td>平日</td> <td>24時間</td> <td>7,098</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>24時間</td> <td>5,322</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	曜日区分	時間区分	調査結果	市道福移沼端線北側	平日	6~22時	66dB	22~翌6時	59dB	土曜	6~22時	64dB	22~翌6時	56dB	市道福移沼端線南側	平日	6~22時	68dB	22~翌6時	60dB	土曜	6~22時	65dB	22~翌6時	57dB	調査地点	曜日区分	時間区分	交通量(台)	市道福移沼端線北側	平日	24時間	5,184	土曜	24時間	4,248	市道福移沼端線南側	平日	24時間	7,098	土曜	24時間	5,322	<p>日本音響学会「道路交通騒音の予測モデル (ASJ RTN-Model 2013) を用いた定量的予測</p> <p>予測地点 ・道路敷地境界</p>	<p>◎自動車騒音レベル (Leq)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>曜日区分</th> <th>予測時間帯</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市道福移沼端線北側</td> <td>平日</td> <td>6~22時</td> <td>66dB</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>6~22時</td> <td>64dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市道福移沼端線南側</td> <td>平日</td> <td>6~22時</td> <td>68dB</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>6~22時</td> <td>65dB</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	曜日区分	予測時間帯	予測結果	市道福移沼端線北側	平日	6~22時	66dB	土曜	6~22時	64dB	市道福移沼端線南側	平日	6~22時	68dB	土曜	6~22時	65dB	<p>◎自動車騒音レベル (Leq)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測時間帯</th> <th>保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市道福移沼端線北側</td> <td>6~22時</td> <td>75dB 以下^{※1}</td> </tr> <tr> <td>6~22時</td> <td>75dB 以下^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市道福移沼端線南側</td> <td>6~22時</td> <td>75dB 以下^{※1}</td> </tr> <tr> <td>6~22時</td> <td>75dB 以下^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 c区域の車線を有する道路に面する区域における昼間の要請限度</p>	予測地点	予測時間帯	保全目標	市道福移沼端線北側	6~22時	75dB 以下 ^{※1}	6~22時	75dB 以下 ^{※1}	市道福移沼端線南側	6~22時	75dB 以下 ^{※1}	6~22時	75dB 以下 ^{※1}	<p>予測結果は環境保全目標を満足するため、廃棄物運搬車両走行に伴う騒音が沿道周辺地域に及ぼす影響は、生活環境保全上の目標と整合が図られている。なお、現状で環境基準(65dB)を超えていることに鑑み、保全目標に要請限度を用いたが、予測結果では、増加デジベルがゼロとなっており、運搬車両の安全運転の励行等を行い、生活環境の保全に努める。</p>									
					調査地点	曜日区分	時間区分	調査結果																																																																																					
市道福移沼端線北側	平日	6~22時	66dB																																																																																										
		22~翌6時	59dB																																																																																										
	土曜	6~22時	64dB																																																																																										
		22~翌6時	56dB																																																																																										
市道福移沼端線南側	平日	6~22時	68dB																																																																																										
		22~翌6時	60dB																																																																																										
	土曜	6~22時	65dB																																																																																										
		22~翌6時	57dB																																																																																										
調査地点	曜日区分	時間区分	交通量(台)																																																																																										
市道福移沼端線北側	平日	24時間	5,184																																																																																										
	土曜	24時間	4,248																																																																																										
市道福移沼端線南側	平日	24時間	7,098																																																																																										
	土曜	24時間	5,322																																																																																										
予測地点	曜日区分	予測時間帯	予測結果																																																																																										
市道福移沼端線北側	平日	6~22時	66dB																																																																																										
	土曜	6~22時	64dB																																																																																										
市道福移沼端線南側	平日	6~22時	68dB																																																																																										
	土曜	6~22時	65dB																																																																																										
予測地点	予測時間帯	保全目標																																																																																											
市道福移沼端線北側	6~22時	75dB 以下 ^{※1}																																																																																											
	6~22時	75dB 以下 ^{※1}																																																																																											
市道福移沼端線南側	6~22時	75dB 以下 ^{※1}																																																																																											
	6~22時	75dB 以下 ^{※1}																																																																																											

表 5-1-1(4) 総合評価総括表

項目	予測	要因	計画地及び周辺地域に関わる基準		現況	影響予測		評価																																																																				
			環境基本法に基づく環境基準	それ以外の法規制等に基づく基準		予測方法	予測結果	生活環境保全目標	評価																																																																			
振動	供用時	施設の稼働	振動に係る環境基準なし。	計画地及びその周辺は、振動規制法に基づく規制地域ではない。	計画地及びその周辺の現地調査結果 ◎振動レベル最大値 (L ₁₀) <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日区分</th> <th>時間区分</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">計画地</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>8~19時</td> <td>52dB</td> </tr> <tr> <td>19~翌8時</td> <td>47dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜</td> <td>8~19時</td> <td>50dB</td> </tr> <tr> <td>19~翌8時</td> <td>33dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">最寄の人家</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>8~19時</td> <td>49dB</td> </tr> <tr> <td>19~翌8時</td> <td>44dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜</td> <td>8~19時</td> <td>45dB</td> </tr> <tr> <td>19~翌8時</td> <td>25dB 未満</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	曜日区分	時間区分	調査結果	計画地	平日	8~19時	52dB	19~翌8時	47dB	土曜	8~19時	50dB	19~翌8時	33dB	最寄の人家	平日	8~19時	49dB	19~翌8時	44dB	土曜	8~19時	45dB	19~翌8時	25dB 未満	伝播理論式を用いた定量的予測 予測地点 ・人家側敷地境界 ・最寄の人家	◎施設振動レベル (L ₁₀)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>曜日区分</th> <th>予測時間帯</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">人家側敷地境界</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>8~19時</td> <td>56dB</td> </tr> <tr> <td>19~翌8時</td> <td>55dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜</td> <td>8~19時</td> <td>55dB</td> </tr> <tr> <td>19~翌8時</td> <td>54dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">最寄の人家</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>8~19時</td> <td>49dB</td> </tr> <tr> <td>19~翌8時</td> <td>45dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜</td> <td>8~19時</td> <td>46dB</td> </tr> <tr> <td>19~翌8時</td> <td>37dB</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	曜日区分	予測時間帯	予測結果	人家側敷地境界	平日	8~19時	56dB	19~翌8時	55dB	土曜	8~19時	55dB	19~翌8時	54dB	最寄の人家	平日	8~19時	49dB	19~翌8時	45dB	土曜	8~19時	46dB	19~翌8時	37dB	◎施設振動レベル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測時間帯</th> <th>保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人家側敷地境界</td> <td>8~19時</td> <td>65dB 以下^{※1}</td> </tr> <tr> <td>19~翌8時</td> <td>60dB 以下^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最寄の人家</td> <td>8~19時</td> <td>55dB 以下^{※3}</td> </tr> <tr> <td>19~翌8時</td> <td>55dB 以下^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> ※1 第2種区域の昼間の規制基準 ※2 第2種区域の夜間の規制基準 ※3 振動感覚閾値	予測地点	予測時間帯	保全目標	人家側敷地境界	8~19時	65dB 以下 ^{※1}	19~翌8時	60dB 以下 ^{※2}	最寄の人家	8~19時	55dB 以下 ^{※3}	19~翌8時	55dB 以下 ^{※3}	予測結果は環境保全目標を満足するため、処理施設から発生する振動が周辺地域に及ぼす影響は、生活環境保全上の目標と整合が図られている。
			調査地点	曜日区分	時間区分	調査結果																																																																						
計画地	平日	8~19時	52dB																																																																									
		19~翌8時	47dB																																																																									
	土曜	8~19時	50dB																																																																									
		19~翌8時	33dB																																																																									
最寄の人家	平日	8~19時	49dB																																																																									
		19~翌8時	44dB																																																																									
	土曜	8~19時	45dB																																																																									
		19~翌8時	25dB 未満																																																																									
予測地点	曜日区分	予測時間帯	予測結果																																																																									
人家側敷地境界	平日	8~19時	56dB																																																																									
		19~翌8時	55dB																																																																									
	土曜	8~19時	55dB																																																																									
		19~翌8時	54dB																																																																									
最寄の人家	平日	8~19時	49dB																																																																									
		19~翌8時	45dB																																																																									
	土曜	8~19時	46dB																																																																									
		19~翌8時	37dB																																																																									
予測地点	予測時間帯	保全目標																																																																										
人家側敷地境界	8~19時	65dB 以下 ^{※1}																																																																										
	19~翌8時	60dB 以下 ^{※2}																																																																										
最寄の人家	8~19時	55dB 以下 ^{※3}																																																																										
	19~翌8時	55dB 以下 ^{※3}																																																																										
		廃棄物運搬車両の走行	振動に係る環境基準なし。	計画地及びその周辺は、振動規制法に基づく規制地域ではない。	搬入路の現地調査結果 ◎振動レベル最大値 (L ₁₀) <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日区分</th> <th>時間区分</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市道福移沼端線北側</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>8~19時</td> <td>49dB</td> </tr> <tr> <td>19~翌8時</td> <td>46dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜</td> <td>8~19時</td> <td>47dB</td> </tr> <tr> <td>19~翌8時</td> <td>33dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市道福移沼端線南側</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>8~19時</td> <td>57dB</td> </tr> <tr> <td>19~翌8時</td> <td>52dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜</td> <td>8~19時</td> <td>54dB</td> </tr> <tr> <td>19~翌8時</td> <td>35dB</td> </tr> </tbody> </table> ◎地盤卓越振動数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道福移沼端線北側</td> <td>16.1Hz</td> </tr> <tr> <td>市道福移沼端線南側</td> <td>16.8Hz</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	曜日区分	時間区分	調査結果	市道福移沼端線北側	平日	8~19時	49dB	19~翌8時	46dB	土曜	8~19時	47dB	19~翌8時	33dB	市道福移沼端線南側	平日	8~19時	57dB	19~翌8時	52dB	土曜	8~19時	54dB	19~翌8時	35dB	調査地点	調査結果	市道福移沼端線北側	16.1Hz	市道福移沼端線南側	16.8Hz	建設省土木研究所提案式を用いた定量的予測 予測地点 ・道路敷地境界	◎道路交通振動レベル (L ₁₀)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>曜日区分</th> <th>予測時間帯</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市道福移沼端線北側</td> <td>平日</td> <td>8~19時</td> <td>49dB</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>8~19時</td> <td>47dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市道福移沼端線南側</td> <td>平日</td> <td>8~19時</td> <td>57dB</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>8~19時</td> <td>54dB</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	曜日区分	予測時間帯	予測結果	市道福移沼端線北側	平日	8~19時	49dB	土曜	8~19時	47dB	市道福移沼端線南側	平日	8~19時	57dB	土曜	8~19時	54dB	◎道路交通振動レベル (L ₁₀)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測時間帯</th> <th>保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市道福移沼端線北側</td> <td>8~19時</td> <td>70dB 以下^{※1}</td> </tr> <tr> <td>8~19時</td> <td>70dB 以下^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市道福移沼端線南側</td> <td>8~19時</td> <td>70dB 以下^{※1}</td> </tr> <tr> <td>8~19時</td> <td>70dB 以下^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> ※1 第2種区域の昼間の要請限度	予測地点	予測時間帯	保全目標	市道福移沼端線北側	8~19時	70dB 以下 ^{※1}	8~19時	70dB 以下 ^{※1}	市道福移沼端線南側	8~19時	70dB 以下 ^{※1}	8~19時	70dB 以下 ^{※1}	予測結果は環境保全目標を満足するため、廃棄物運搬車両走行に伴う振動が沿道周辺地域に及ぼす影響は、生活環境保全上の目標と整合が図られている。		
調査地点	曜日区分	時間区分	調査結果																																																																									
市道福移沼端線北側	平日	8~19時	49dB																																																																									
		19~翌8時	46dB																																																																									
	土曜	8~19時	47dB																																																																									
		19~翌8時	33dB																																																																									
市道福移沼端線南側	平日	8~19時	57dB																																																																									
		19~翌8時	52dB																																																																									
	土曜	8~19時	54dB																																																																									
		19~翌8時	35dB																																																																									
調査地点	調査結果																																																																											
市道福移沼端線北側	16.1Hz																																																																											
市道福移沼端線南側	16.8Hz																																																																											
予測地点	曜日区分	予測時間帯	予測結果																																																																									
市道福移沼端線北側	平日	8~19時	49dB																																																																									
	土曜	8~19時	47dB																																																																									
市道福移沼端線南側	平日	8~19時	57dB																																																																									
	土曜	8~19時	54dB																																																																									
予測地点	予測時間帯	保全目標																																																																										
市道福移沼端線北側	8~19時	70dB 以下 ^{※1}																																																																										
	8~19時	70dB 以下 ^{※1}																																																																										
市道福移沼端線南側	8~19時	70dB 以下 ^{※1}																																																																										
	8~19時	70dB 以下 ^{※1}																																																																										

表 5-1-1 (5) 総合評価総括表

項目	予測	要因	計画地及び周辺地域に関わる基準		現況	影響予測		評価						
			環境基本法に基づく環境基準	それ以外の法規制等に基づく基準		予測方法	予測結果	生活環境保全目標	評価					
悪臭	供用時	施設からの発生悪臭	悪臭に係る環境基準なし。	都市計画区域全域が、悪臭防止法に基づく規制地域に指定されている。	計画地及びその周辺の現地調査結果			既存焼却施設周辺における臭気の状態、計画焼却施設及び既存焼却施設の諸元、悪臭防止対策から類推する定性的予測	◎焼却施設からの発生悪臭		◎焼却施設からの発生悪臭	予測結果は環境保全目標を満足する。 また、悪臭防止対策を実施するため、焼却施設からの発生悪臭が周辺地域に及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減されているものとする。		
					◎悪臭				予測地点				◎焼却施設からの発生悪臭	
					項目	臭気指数	特定悪臭物質		人家側敷地境界	臭気指数 10 未満			人家側敷地境界	臭気指数 10 以下 ^{※1}
					計画地	10 未満	—		最寄の人家	臭気指数 10 未満			最寄の人家	臭気指数 10 以下 ^{※1}
					既存焼却施設風上	10 未満	—		予測地点				※1 規制基準	
既存焼却施設風下	10 未満	A 区域の規制基準を満足	・人家側敷地境界											
既存焼却施設ごみピット付近	10 未満	A 区域の規制基準を満足	・最寄の人家											